資料２

改正建築物省エネ法・建築基準法の３年目施行について

令和６年７月９日
国土交通省 住宅局建築指導課
参事官（建築企画担当）付

１．３年目施行の全体像

２．各論

（１）建築確認の見直し

（２）構造関係規定の見直し

（３）省エネ性能の仕様基準等

１．３年目施行の全体像

２．各論

（１）建築確認の見直し

（２）構造関係規定の見直し

（３）省エネ性能の仕様基準等

改正法3年目施行の全体像①（建築確認の見直し）

国土交通省

４号特例の見直し（法６条）

確認・検査対象

- **建築確認・検査の対象外建築物の縮小**（法６条） 【p.８～】
 - ◆ 2階建て木造一戸建て住宅等で図書が増加
- **軽微な変更の対象の拡大**（規則３条の２） 【p.10～】
 - ◆ 仕様規定のみで法適合を確認できるものを対象に、軽微な変更の規定を追加
- **エレベーターの建築確認等の対象見直し**（令146条） 【p.12】
 - ◆ 既存の2階建て木造一戸建て住宅等にエレベーターを後付けする場合等に、確認申請・検査の対象外とする。

提出図書

- **提出図書等の合理化**（規則１条の３） 【p.13～】
 - ◆ 必要事項を仕様表等に記載することで、基礎伏図等の添付を省略可能とする。
- **確認申請書等の様式改正**（別記2,3号様式） 【p.20】
 - ◆ 確認申請書等に、壁量基準等の経過措置の適用に関する記載欄を追加

審査体制の確保

- **限定特定行政庁の業務範囲の見直し**（令148条） 【p.15～】
 - ◆ 確認対象となる建築物の規模や仕様規定で構造安全性を確認できる木造建築物の規模が変更されることを踏まえ、限定特定行政庁の業務範囲を見直す。
- **確認検査員等の数の見直し**（機関省令・指定準則） 【p.17～】
 - ◆ 改正内容等を踏まえ、指定確認検査機関の指定区分及び確認検査員の必要人数の算定基準値を見直す。

改正法3年目施行の全体像②（構造関係規定の見直し①）

国土交通省

小規模木造建築物に係る基準の見直し（法20条）

壁量基準の見直し（令46条）

【p.29～】

- ◆ 建築物の荷重の実態に応じた必要壁量の算定方法へ見直し
- ◆ 存在壁量として、耐力壁に加え準耐力壁等を考慮可能化
- ◆ 高耐力壁を使用可能化
- ◆ 構造計算による安全性確認の合理化（壁量計算は不要）

（昭和56年告示1100号）

このほか、 ・階高が3.2mを超える場合の接合部の取扱いを整理（平成12年告示1460号）
・鉛直方向壁量充足率を位置付け（昭和62年告示1899号）

筋かいの対象拡大（令45条）

【p.38】

- ◆ 木材・鉄筋以外の材料や、K型・多段筋かいなど、筋かいの対象を拡大（当面の間は大臣認定が必要）

柱の小径の基準の見直し（令43条）

【p.39～】

- ◆ 現行のいわゆる「軽い屋根」「重い屋根」等の区分をなくし、建築物の荷重の実態に応じた柱の小径の算定方法へ見直し
（平成12年告示1349号）

基礎の基準の見直し

【p.47】

- ◆ 無筋コンクリート基礎を廃止し、地盤の種別に関わらず、鉄筋コンクリートの基礎を用いることとする。
（平成12年告示1347号）

※枠組壁工法（平成13年告示1540号）・伝統的構法等（平成28年告示690号・691号）・学校木造校舎（令和６年告示445号）に関する基準も見直し

改正法3年目施行の全体像②（構造関係規定の見直し②）

国土交通省

階高の高い木造建築物等の構造安全性の検証法の合理化（法20条）

木造

簡易な構造計算の対象の木造建築物の規模見直し（法20条１項） 【p.49～】

◆ 「高さ13m以下かつ軒高9m以下かつ延べ面積500㎡超」
→「・階数３：高さ16m以下、
・階数２以下：高さ16m以下かつ延べ面積300㎡超」

非木造

簡易な構造計算の対象範囲の拡大 【p.52】

◆ 現行では高度な構造計算（ルート２）を要する高さ13m超16m以下等の鉄骨造・アルミニウム合金造の建築物を対象に、簡易な構造計算（ルート１-３）を創設
（平成19年告示593号・平成14年告示410号）

鋼材のボルト接合の適用範囲の拡大 【p.52】

◆ 高さ16m以下等の鉄骨造の建築物について、鋼材のボルト接合の適用範囲を拡大
（令和６年告示955号）

体制

二級建築士等の業務独占範囲の見直し（建築士法３条） 【p.53】

◆ 簡易な構造計算の対象となる木造建築物の見直しに伴い、二級建築士等の業務範囲について、見直し後の構造計算の区分と整合
「高さ13m以下かつ軒高9m以下」
→「階数３（木造建築士は２）以下かつ高さ16m以下」

改正法3年目施行の全体像③（省エネ基準適合義務化）

国土交通省

省エネ基準適合義務化

※以下、条文番号については建築物省エネ法令を指す

義務対象

省エネ基準への適合義務化（法10条、令３条）

【p.59】

- ◆ 新築・増改築を行うすべての住宅・建築物に省エネ基準への適合を義務化
- ◆ 増改築の場合の省エネ基準適合が必要な部分について、増改築を行う部分へと見直し。
- ◆ 適合義務の対象外となる最小面積を10㎡に設定。

省エネ適判対象

新３号建築物を除き省エネ適判を原則化（法11条、規則２条）

【p.61】

- ◆ ①仕様基準・誘導仕様基準に適合させる住宅、②住宅性能評価を受けた住宅、③長期優良住宅認定又は長期使用構造等の確認を受けた住宅、については省エネ適判以外の方法で省エネ基準適合を確認。

提出図書

提出書類の合理化

- ◆ 住宅性能評価・長期使用構造等の確認と、省エネ適判を同一機関に対して申請する場合に、省エネ適判申請に係る書類のうち計画書の一部と添付図書を省略。

計画書等の様式見直し

審査体制

省エネ適判員の要件拡充（規則40、56条等）

- ◆ 二級建築士、木造建築士の資格に対応した省エネ適判員区分を創設
- ◆ 住宅性能評価員を省エネ適判員講習不要で省エネ適判員（住宅のみ）とすることを可能に。

１．３年目施行の全体像

２．各論

（１）建築確認の見直し

（２）構造関係規定の見直し

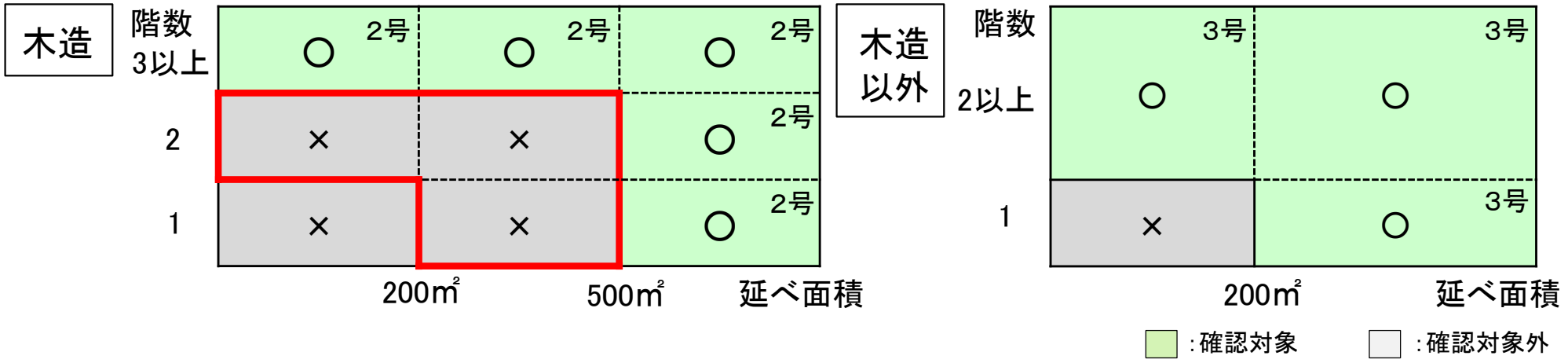
（３）省エネ性能の仕様基準等

建築確認の対象となる建築物の規模（建築基準法第6条第1項）

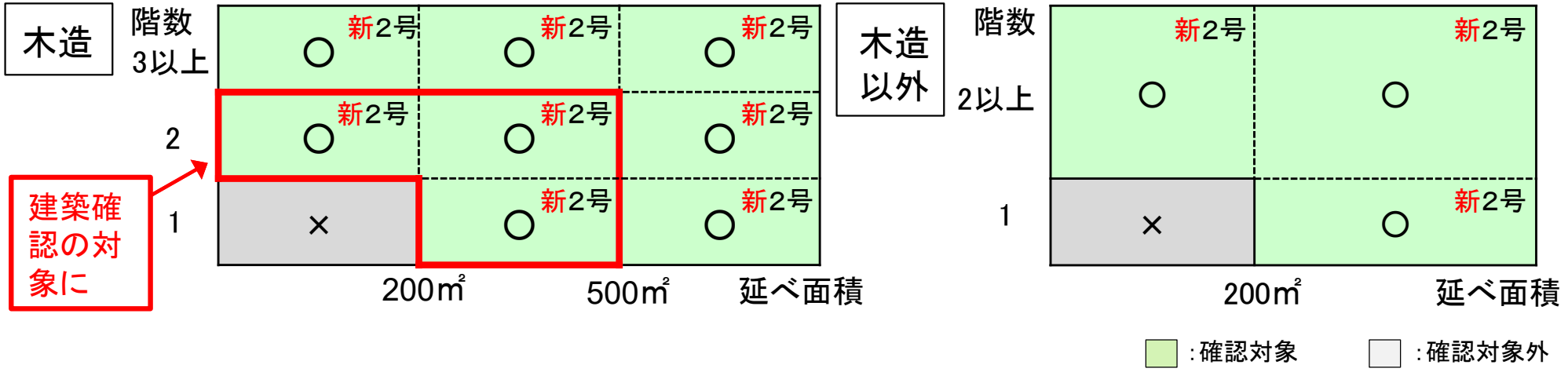
国土交通省

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等外

改正前　階数2以下かつ延べ面積500㎡以下の木造建築物は基本的に建築確認の対象外



改正後　構造によらず、階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物は建築確認の対象に



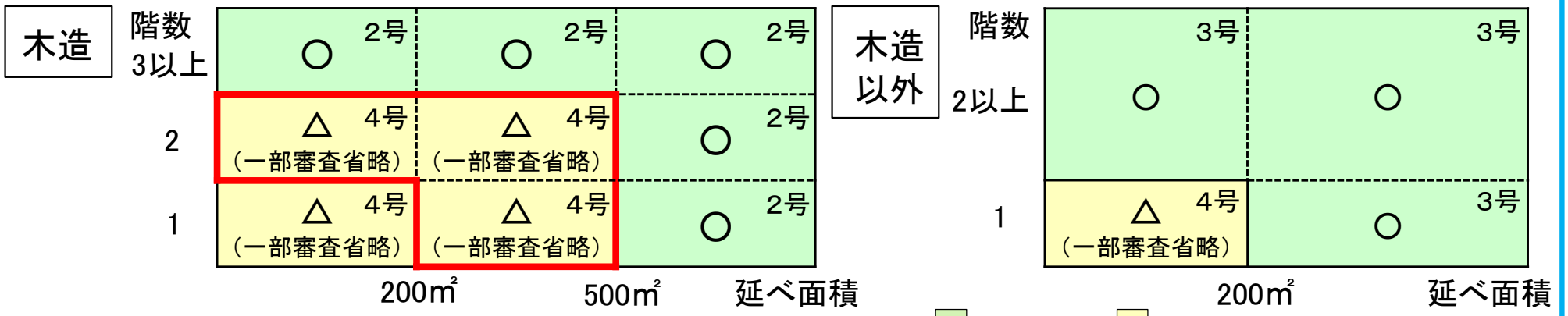
建築確認の対象となる建築物の規模（建築基準法第6条第1項）

国土交通省

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等内

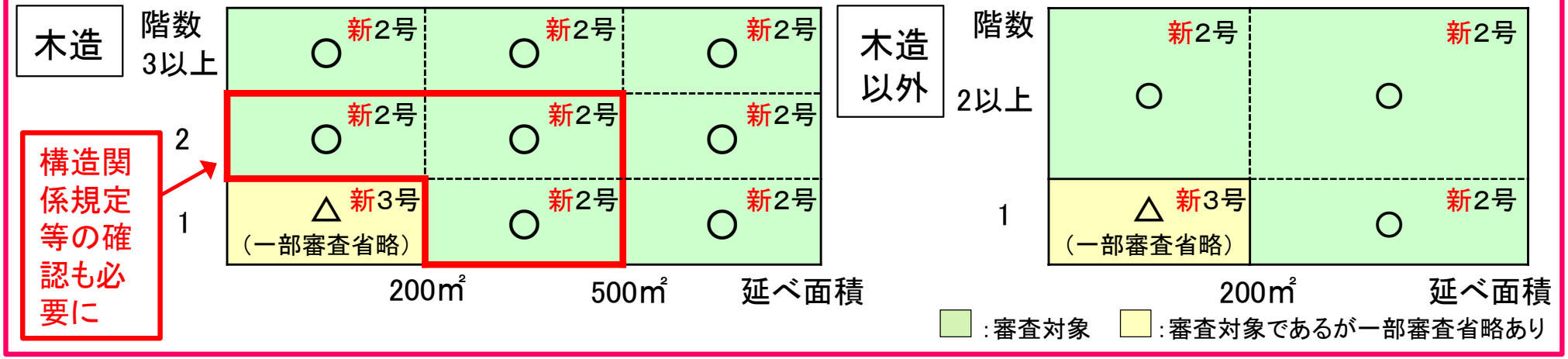
改正前

階数2以下で延べ面積500㎡以下の木造建築物は、建築士が設計・工事監理を行った場合には審査省略の対象



改正後

平家かつ延べ面積200㎡以下の建築物以外の建築物は、構造によらず、構造関係規定等の審査が必要に（省エネ基準の審査対象も同一の規模）



軽微な変更について①（施行規則第3条の2）

国土交通省

○ 四号特例の見直しにあわせて、変更後も仕様規定のみで法適合を確認できるもの（構造耐力上主要な部分である部材）を対象に、軽微な変更の規定を追加
※構造耐力上主要な部分以外の部分である部材については、引き続き、同条第10号、第11号を適用

○ 具体的な変更内容が「軽微な変更」に該当するか否かについては、規則をもとに判断するが、判断に迷う場合には、事前に建築主事等と相談・調整することが望ましい

＜軽微な変更（新設）＞

対象	変更内容	備考
変更後も仕様規定のみで法適合を確認できるもの （構造耐力上主要な部分である部材）	①材料若しくは構造の変更 ②位置の変更	・変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更※を除く。 ・ただし、令第46 条第3 項に基づく火打材、令第46 条第4項に基づく壁・筋かいの建築材料の異なる変更については、軽微な変更に該当。

※構造耐力上主要な部分である部材において、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の構造の種別を変更するもの。
例えば、
・柱を木材から鉄骨に変更する場合は、構造種別の変更に該当するため、計画変更。
・柱をすぎの無等級材からヒノキの集成材に変更する場合は、軽微な変更。

軽微な変更について②（施行規則第3条の2）

国土交通省

軽微な変更の適用事例 ＜耐力壁の位置・量等の変更（仕様規定）＞

変更の前後とも、壁量基準の範囲で壁量が減少、壁倍率が小さくなる場合でも、仕様規定のみで法適合を確認できる場合の変更は軽微な変更となる。（「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」に限る。）

（例）
- ・耐力壁の位置・量の変更 ： 増減、通りをまたぐ移動などを含む
- ・耐力壁の材料の変更 ： 鉄筋筋かい ⇔ 構造用合板（大壁）
- ・柱、はりの断面寸法、位置の変更 ： 柱の小径 105 ⇔ 120
- ・接合金物の材料の変更 ： Zマーク金物 ⇔ Z同等認定品

■軽微な変更の判断基準
- ・「軽微な変更」の対象は、規則第3条の2第1項各号のいずれかに該当し、かつ、「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」に限られる。
- ・「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」とは、高度な計算や検討によらずに建築基準関係規定への適合が確認できるもの。
- ・例えば、構造耐力関係規定では、全体架構モデルの再計算を要するものは「軽微な変更」に該当せず、「計画変更」の手続きが必要となる。

＜木造建築物において仕様規定のみで法適合を確認できる場合の判断＞
- ・仕様規定のただし書等に基づく、基礎（H12-1347 第2）、柱の小径（H12-1349）、木造の継手及び仕口（H12-1460）等※に関する部分的な構造計算を伴う変更 ➡ 軽微な変更に該当
- ・上記以外の仕様規定のただし書等に基づく構造計算（令第46 条第2項など）にかかる変更
 ➡ 計画変更手続きを要する。

※このほか、軽微な変更に該当する部分的な構造計算として、枠組壁工法等に係るものを順次規定予定（令和6年告示第973号）

安全上支障がないエレベーターに係る建築確認等の適用除外（令第146条 ）

見込み事項

○現行では、既存建築物（4号建築物※1を除く。）にエレベーター等の建築設備を設置する場合には、建築確認等の手続きが必要。

○今般の法改正により旧4号建築物から新2号建築物※2に移る2階建ての木造一戸建て住宅等の建築物に当該建築設備を後付けする場合等には、新たに建築確認等の手続きが必要となる。

○申請者の手続きに係る負担の軽減を図るため、「使用頻度が低い等の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないもの」について、建築確認等の手続きを不要とする。

※1　改正前の建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物　　※2　改正後の建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物

現行

【確認等を要する建築設備】
①エレベーター及びエスカレーター

②小荷物専用昇降機（人が危害を受けるおそれのある事故が発生しないもの（告示委任）を除く。）

③特定行政庁が指定する建築設備



ホームエレベーター
（出典：https://sumai.panasonic.jp/elevator/）

改正

【確認等を要する建築設備】
①エレベーター（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれがある事故が発生するおそれの少ないもの（告示委任）を除く。）及びエスカレーター

②小荷物専用昇降機（人が危害を受けるおそれのある事故が発生しないもの（告示委任）を除く。）

③特定行政庁が指定する建築設備

【告示（イメージ）】
・籠が住戸内のみを昇降するエレベーター
・法第6条第1項第2号に掲げる建築物（階数が3以上であるもの、延べ面積が500㎡を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く。）に設けるエレベーター

木造・非木造は問わず、一戸建て住宅や小規模事務所等に、ホームエレベーター、段差解消機、いす式階段昇降機等のエレベーターを後付けする場合等には、当該エレベーターの確認申請は不要

確認審査対象の見直しに伴う提出図書等の合理化について

国土交通省

改正建築基準法の全面施行時（令和７年４月１日）において、旧４号建築物のうち、
審査省略対象から外れるものについては、提出図書等の合理化を図る。

改正前		改正後
2・3号建築物 • 階数3、500㎡、高さ13m又は軒高9mを超える木造建築物 • 階数2又は200㎡を超える非木造建築物	→	**2号建築物** ※現行と提出図書は同様
4号建築物 （構造関係規定等は審査省略）	階数2以下かつ300～500㎡の木造建築物（構造計算により構造安全性を確認するもの） →	**2号建築物** ※各階床伏図等の提出を求めない代わりに、必要事項を仕様書に記載する形をとる
	階数2かつ300㎡以下、平屋かつ200～300㎡の木造建築物（仕様規定のみで構造安全性を確認するものに限る） →	
	平家かつ200㎡以下の建築物 →	**3号建築物** （構造関係規定等は審査省略） ※現行と提出図書は同様

提出図書の合理化（規則第1条の3）

旧４号から新２号に移る建築物のうち、仕様規定のみで構造安全性を確認する計画については、必要事項を仕様表等に記載することで、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び軸組図の添付を省略するなど、添付図書の合理化を図る。

構造計算により構造安全性を確認するもの	仕様規定のみで構造安全性を確認するもの
共通 • 付近見取図 • 配置図 • 各階平面図 • 床面積求積図 • ２面以上の立面図 • ２面以上の断面図 • 地盤面算定表 • 構造詳細図	**共通** • 付近見取図 • 配置図 • 各階平面図 • 床面積求積図 • ２面以上の立面図 • ２面以上の断面図 • 地盤面算定表 • 構造詳細図
• 基礎伏図 • 各階床伏図 • 小屋伏図	**（添付省略）**
構造関係（令３章２節、３節） • 各階平面図 • ２面以上の立面図 • ２面以上の断面図 • 構造詳細図 • 使用構造材料一覧 • 基礎・地盤説明書 • その他適合審査に必要な図書	**構造関係（令３章２節、３節）** • 各階平面図 • ２面以上の立面図 • ２面以上の断面図 • 構造詳細図 • 使用構造材料一覧 • 基礎・地盤説明書 • その他適合審査に必要な図書
• 基礎伏図 • 各階床伏図 • 小屋伏図 • ２面以上の軸組図	**仕様表等**

限定特定行政庁の業務範囲の見直し

国土交通省

現状・改正主旨

○限定特定行政庁における建築主事等は、①法第６条第１項第４号に規定する建築物（４号建築物）及び②準用工作物のうち小規模なものに係る事務を行うこととされている（令第148条第１項）

○限定特定行政庁は、上記の建築物又は工作物に係る違反是正の措置命令や道路位置指定等に関する事務を行うこととされている。（令第148条第２項）

○今般の法改正により、建築確認審査の対象となる建築物の規模や仕様規定（壁量計算等）で構造安全性を確認できる木造建築物の規模が変更される※ことを踏まえ、限定特定行政庁における建築主事等及び限定特定行政庁の業務範囲を見直す。

※構造計算が必要な木造建築物の対象変更に伴う変更

改正概要

○限定特定行政庁における建築主事等の木造建築物に関する事務の範囲を以下のとおりとする。

・新２号建築物（地階を除く階数が３以上、延べ面積が300㎡超又は高さ16m超を除く）
・新３号建築物

○限定特定行政庁の事務に、上記の建築物に関する①～③の事務を追加する。

	限定特定行政庁の事務に追加する規定	内容	施行予定日
①	法第７条の６第１項第１号、第４項	仮使用認定	R7.4.1
②	法第87条の４	建築設備への準用	
③	法第90条の２	工事中の特殊建築物等に対する措置	
＜参考＞ ①～③の他、法第86条の７の改正を踏まえ、令第137条の12第6項及び第7項が創設されており、限定特定行政庁の事務として④の事務が追加されている。			
④	令第137条の12第6項、第7項	大規模修繕等に係る認定(接道規制・道路内建築制限)	R5.9.13公布、R6.4.1施行

限定特定行政庁の建築主事等の業務範囲（令第148条）

国土交通省

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等**内**

改正前

○ 木造
- 階数が２以下
- 延べ面積500㎡以下
- 高さ13m以下／軒の高さ９ｍ以下

○ 木造以外
- 平屋
- 延べ面積200㎡以下

改正後

○ 木造
- 地階を除く階数が２以下
- 延べ面積300㎡以下
- 高さ16m以下※１

→ 仕様規定（壁量計算等）の対象変更※２

○ 木造以外
- 平屋
- 面積200㎡以下

→ 変更なし

※１　平屋かつ面積200㎡以下のものについては高さ制限なし
※２　構造計算が必要な木造建築物の対象変更に伴う変更

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等**外**

改正前

対象外

改正後

○ 木造
- 地階を除く階数が２以下
- 延べ面積300㎡以下
- 高さ16m以下

（平屋かつ面積200㎡以下のものを除く。）

→ 確認検査の対象拡大

○ 木造以外　　対象外

→ 変更なし

（注１）新築、改築等について都道府県知事の許可を必要としないものに限ります。また、１号建築物を除きます。
（注２）小規模工作物（煙突、高さ10m以下の広告塔、高さ３ｍ以下の擁壁等）の対象については変更はありません。

改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

国土交通省

○建築確認・検査の対象となる建築物の規模の見直し等は、施行日（令和７年４月１日）以後に工事に着手するものについて適用されます。

【留意事項】

１．施行日前後の建築確認・検査の取扱いが変更されます（下図参照）。

２．建築確認を円滑に進めるため、
・下図④の場合は建築基準関係規定への適合性について
・下図⑩の場合は構造関係規定等への適合性について
施行日前から建築主事・指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。

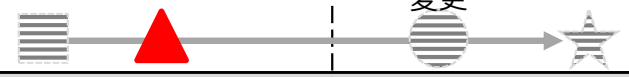
３．下図⑪⑫の場合（防火・準防火地域外の一戸建て住宅を除く）などの消防同意について、施行日前は都市計画区域等の区域内で同意期限が３日以内、都市計画区域等の区域外で消防同意（建築確認）の対象外だったものが、施行日以後は同意期限が７日以内に変更となります。

４．都道府県及び限定特定行政庁における建築主事の業務範囲が変更となりますので、施行日以後の申請先にはご注意ください。

５．確認申請から確認済証の交付まで一定の審査期間が必要となるため、施行日前に工事に着手する予定の場合は、時間的余裕をもって建築確認申請を行ってください。

６．施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、着工後の計画変更や検査において、構造関係規定等への適合の確認が必要となり、適合の確認ができない場合には、計画変更に係る確認済証や中間検査合格証、検査済証が交付されないため、一定の余裕をもって対応してください。

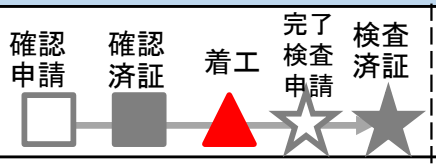
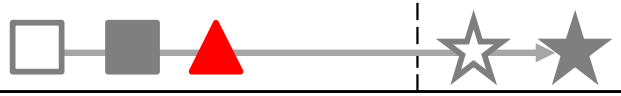
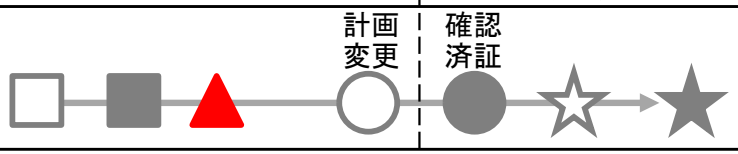
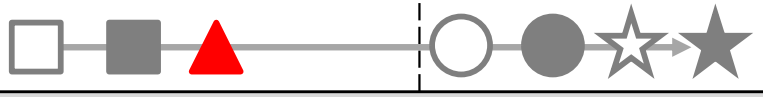
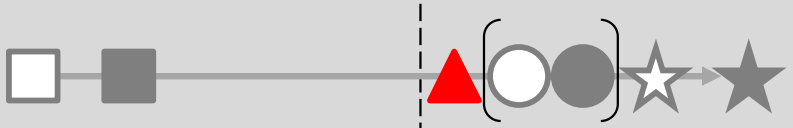
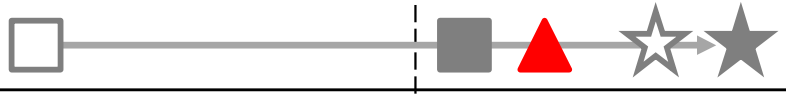
確認・検査の対象外から新２号になる木造建築物の取扱い＜都市計画区域等の**区域外**＞

	法施行日（令和7年4月１日）	確認申請（附則第３条）	構造関係規定等への適合確認
①		不要	
②		不要	
③		不要	
④		着工前に必要	確認：審査する 検査：検査する

改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

国土交通省

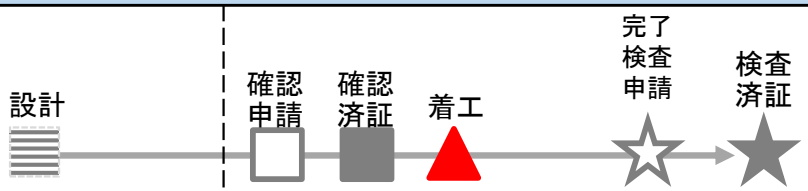
旧4号から新２号になる木造建築物の取扱い＜都市計画区域等の**区域内**＞

	法施行日（令和7年4月１日）	構造関係規定等への適合確認	留意点
⑤		確認：審査しない 検査：検査しない	―
⑥		確認：審査しない 検査：検査しない	―
⑦		確認：審査しない 検査：検査しない	―
⑧		確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	―
⑨		確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	―
⑩		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	⑦、⑨、⑫となるよう調整することが考えられる
⑪		確認：審査する 検査：検査する	施行日以後に行われる 消防同意については７日以内
⑫		確認：審査する 検査：検査する	施行日以後に行われる 消防同意については７日以内

改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

国土交通省

確認・検査の対象外から新２号になる木造建築物の取扱い＜都市計画区域等の区域外＞

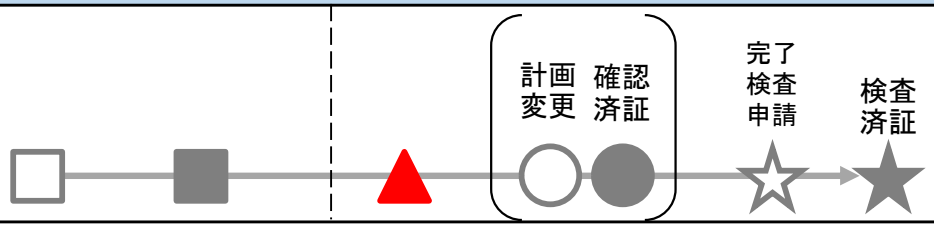
	法施行日（令和7年4月１日）	確認申請 （附則第３条）	構造関係規定等への 適合確認
④		着工前に必要	確認：審査する 検査：検査する

【留意事項】

１．施行日以後に着工するものは建築確認・検査の対象となり、その際、構造関係規定等についても適合を確認する必要があります。

２．施行日以後の建築確認を円滑に進めるため、施行日前から建築基準関係規定への適合性について、建築主事・指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。

旧4号から新２号になる木造建築物の取扱い＜都市計画区域等の区域内＞

	法施行日（令和7年4月１日）	構造関係規定等への 適合確認
⑩		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する

【留意事項】

１．施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、着工後の計画変更や検査において構造関係規定等への適合性の確認が必要となるため、確認申請の段階から構造関係規定等への適合性について、建築主事及び指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。

２．着工後の計画変更や検査において、構造関係規定等に係る図書の追加提出が必要となるため、構造関係規定等が建築確認・検査の対象外となる施行日前の着工とすることや、建築確認において構造関係規定等への適合性を確認するために建築確認申請を施行日以後に遅らせること等の対応により、申請者等の負担を軽減することが考えられます。

壁量基準等の経過措置の適用に関する留意事項

○ 令和７年４月１日から令和８年３月31日までに工事に着手するものについて、現行（改正前）の壁量基準等によることができます。

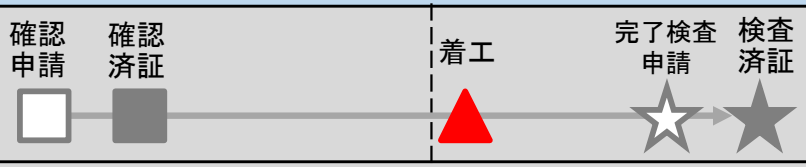
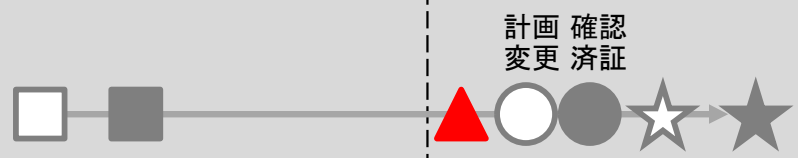
【留意事項】

１．地階を除く階数が２以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが９メートル以下である延べ面積が300㎡以内の木造建築物が対象になります。

２．改正後の基準によることとするための設計の変更に時間を要すること等により、当該基準により難いと認められる場合に適用可能です。
（建築確認・検査においては、改正後の基準により難いと認められる場合に適合することの確認に必要な図書の提出は必要ないこととする）

３．経過措置の対象となるのは、壁量（令第46条。枠組壁工法等(順次追加予定)を含む。）及び柱の小径（令第43条）になります。
経過措置を適用する場合であっても、壁量と柱の小径について現行（改正前）の基準に適合していることの審査がされることになります。

４．確認申請書（第三面18.）と建築計画概要書（第二面20.）に経過措置の適用の有無の記載欄があります。
（施行日前後の記載方法は下記参照）

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑩		確認：審査しない 検査：検査する	中間・完了検査申請書の備考欄に経過措置の適用の有無を記載
⑩′		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用
⑪		確認：審査する 検査：検査する	「その他必要な事項」の欄に経過措置の適用の有無を記載
⑫		確認：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

機関省令及び指定準則の改正概要

国土交通省

○「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」により、令和７年4月に、①建築確認・検査対象の見直し、②審査省略制度の見直し、③構造計算を要しない木造の建築物の範囲の見直しが行なわれる。

○改正法の施行及び指定確認検査機関の人材確保への影響を踏まえ、機関省令※１及び指定準則※２について、以下の改正を行なう。

①指定確認検査機関の指定区分の見直し

②確認検査員の必要人数の算定基準値の見直し

③リモート検査に係る項目の追加

※１　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令

※２　指定確認検査機関指定準則

①指定区分及び②算定基準値の見直し

- 指定区分を500㎡→300㎡に変更する。
- 300～2,000㎡の建築確認に係る算定基準値を見直す。

0 ～ 500 ㎡	0 ～ 300 ㎡
500 ～ 2,000 ㎡	300 ～ 2,000 ㎡

※0～500㎡のみの指定を受けている場合は、300㎡を500㎡と読み替える経過措置を検討。

③リモート検査に係る項目の追加

建築物の①完了検査、②中間検査、③仮使用認定について、現行の係数は移動時間を見込んでいる。

移動時間を除外した遠隔検査を実施する場合の係数をあらたに定める。



指定区分及び確認検査員の必要人数の算定基準値の見直し

国土交通省

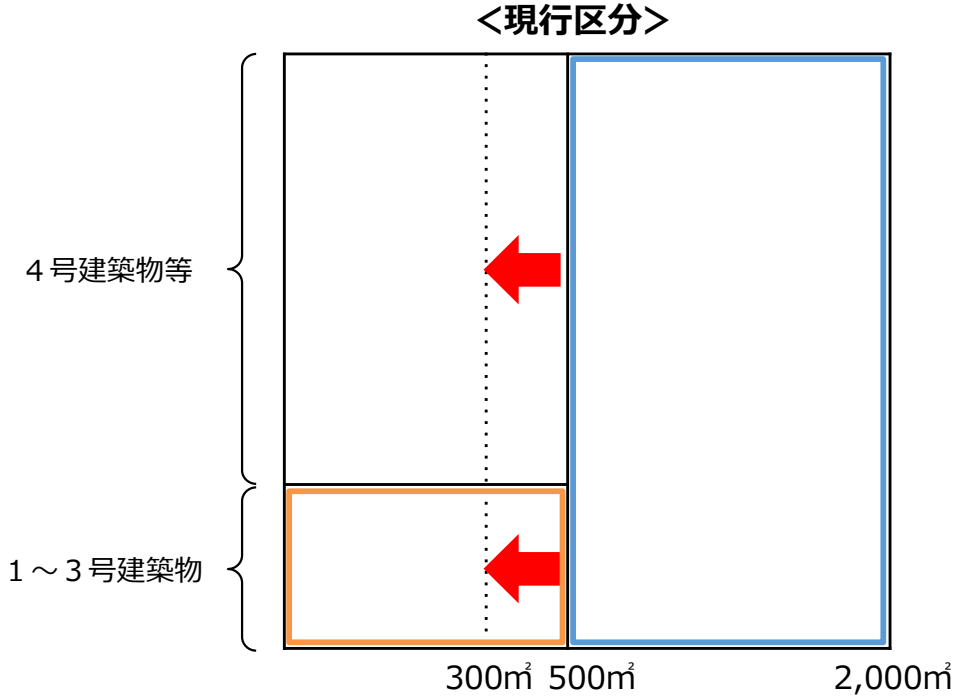
○300㎡超の建築物（高さ16m以下）については、改正法の施行により簡易な構造計算が義務付けられることを踏まえ、指定確認検査機関の指定区分のうち、最も規模が小さい建築物の範囲について、「500㎡以下」から「300㎡以下」に見直す。

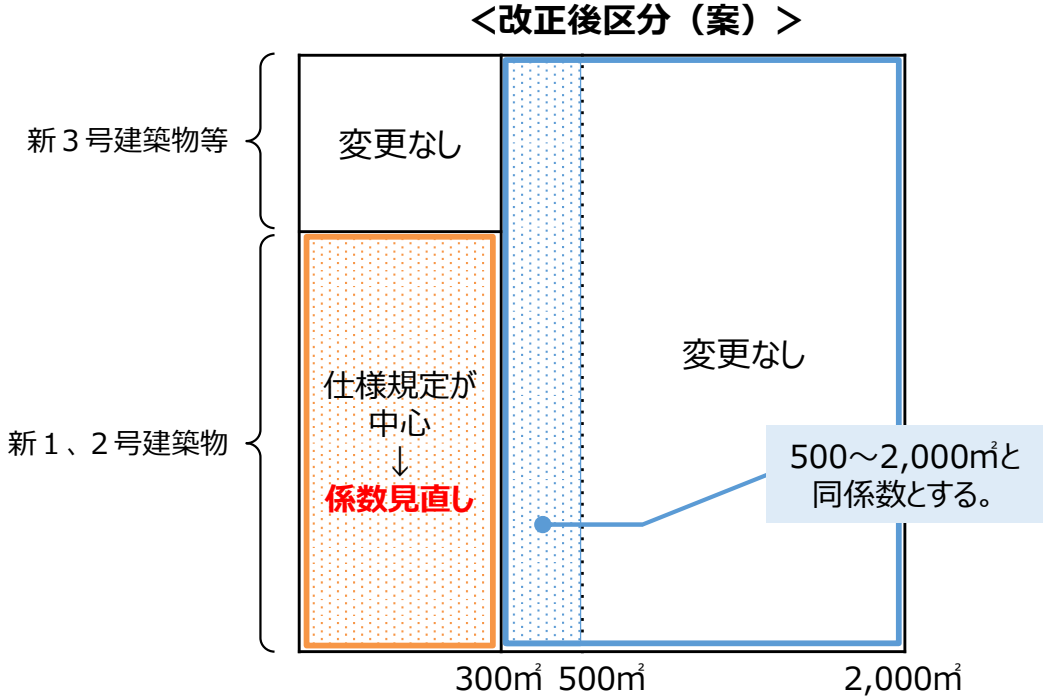
○300㎡以下の建築物（高さ16m以下）については、改正法の施行により構造関係規定等の審査が必要となる2階建ての木造一戸建て住宅等が中心となり、従前と比べて大きく審査内容が変化することから、確認検査員の必要人数の算定基準値を見直す。（詳細は次頁）

300㎡以下（新１，２号建築物）の区分については、仕様規定によるものが中心となる（ ）。

※旧４号建築物から新２号建築物となるものは約30万棟

改正前の300～500㎡の建築物は仕様規定によるもの（木造）と構造計算によるもの（非木造等）が混在しているが、改正後の300～500㎡の建築物は構造計算を行うもののみとなり、500㎡～2,000㎡の建築物の審査時間との差は大きくない（ ）。





機関省令及び指定準則の必要人数の算定基準値の見直し

国土交通省

○指定確認検査機関に対して、旧４号建築物から新２号建築物となるものについて、①現行の審査時間、②新たに審査対象となる構造関係規定等の審査の増加時間、③新たに審査対象となる省エネ仕様規定の審査の増加時間に関するアンケート調査（有効回答109機関）を実施し、現行審査時間に対する審査時間の増加割合を、機関省令及び指定準則で規定される審査時間に掛け合わせ、改正後の審査時間を算出した。

○中間検査、完了検査、仮使用認定に係る業務は、「図面と現場との整合確認」、「防火・避難上の審査」を行っており、①構造計算から仕様規定に変わっても業務内容に大きな変化がない、②規模が500㎡から300㎡に変わっても業務に大きな変化がないと考えられるため、確認検査員の必要人数の算定基準値は見直さない。

＜１件あたりの審査時間＞

	現行の審査時間（審査省略あり）[A]		改正後の審査時間（審査省略なし）[A]+[B]+[C]	現行審査時間（審査省略あり）[A]	構造審査等の増加時間 [B]	省エネ審査増加時間	
						仕様規定	割合補正（仕様：適判=1:9）[C]
検査員	0.74h	×1.96	1.45 h	0.74 h	0.67 h	0.44 h	0.04 h
補助員	1.76 h		2.99 h	1.76 h	1.16 h	0.76 h	0.08 h
合計	2.49 h	×1.78	4.44 h	2.49 h	1.83 h	1.20 h	0.12 h

年間審査時間（1920h）÷機関省令の係数（2600）=0.74h

年間審査時間（1920h）÷指定準則の係数（770）=2.49h

＜指定準則の係数（案）＞
年間審査時間（1920h）÷4.44h
=約430

＜機関省令の係数（案）＞
年間審査時間（1920h）÷1.45h
=約1300

※　見直しに当たっては、異常値（上位5%及び下位５%）を排除した平均値を用いた。
※　省エネ審査時間については、仕様規定ルートのものと省エネ適判を用いるものがあるため、審査増加時間の補正を行った。
※　省エネ審査について、仕様規定ルートと省エネ適判ルートの業務量の割合を１：９として計算している。

完了検査等のリモート実施(リモートB)による必要人数の算定基準値の見直し

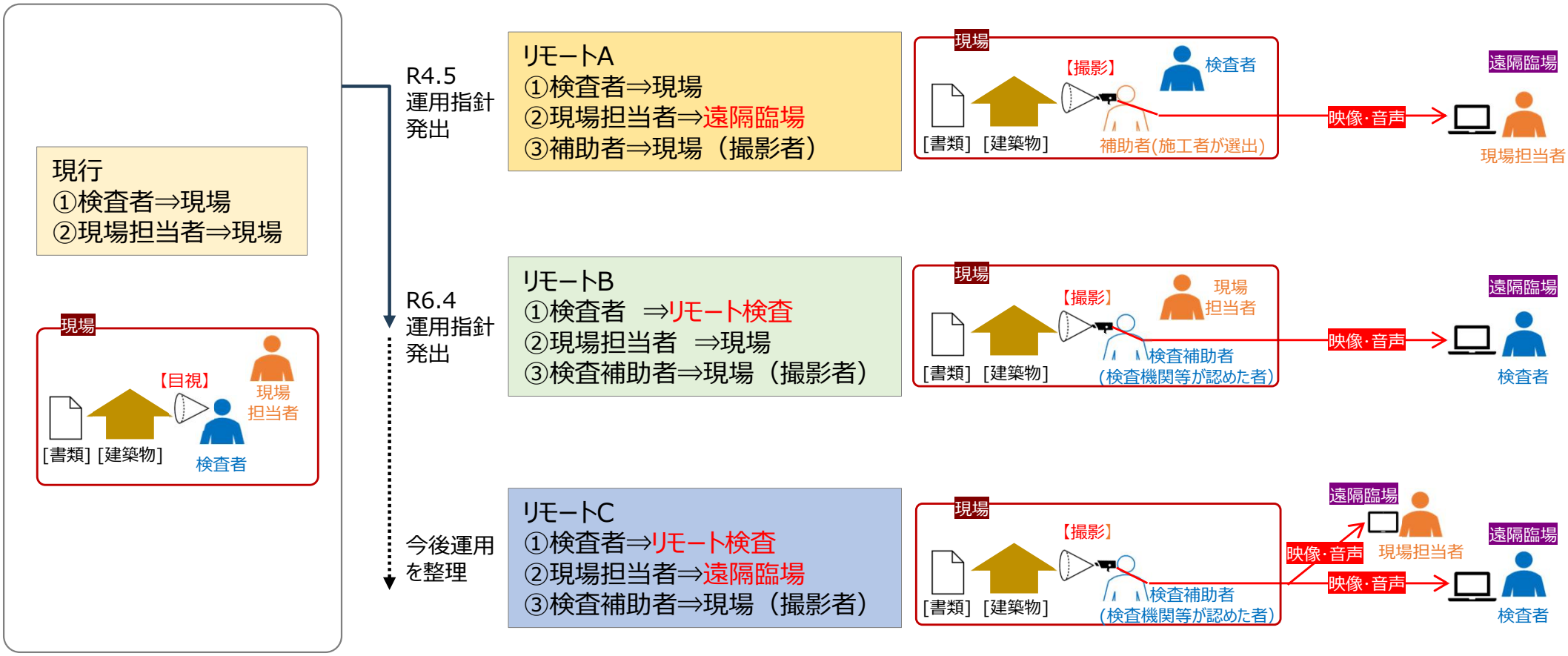
国土交通省

○デジタル技術を活用した確認検査員による遠隔検査（リモートB）について、令和６年４月に運用指針を発出。

○指定確認検査機関がリモートBにより遠隔検査を導入する場合の確認検査員の必要人数の算定基準値（機関省令及び指定準則の係数）を別途定めることとする。

○機関省令及び指定準則ともに、建築物の①完了検査、②中間検査、③仮使用認定について、現行の係数は移動時間1.5時間を見込んでいるため、遠隔検査を導入する場合はこれを除いた時間とする。

■リモート検査のパターンと運用指針との関係



機関省令の見直し

国土交通省

（い）	（ろ）	確認検査員の必要人数の算定基準値（は）
床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第６条第１項第４号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物に限る。）	建築確認	2,600
	完了検査	860
	中間検査	860
	仮使用認定	860
床面積の合計が500㎡以内の建築物（上記除く）	建築確認	590
	完了検査	720
	中間検査	780
	仮使用認定	720
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	建築確認	360
	完了検査	510
	中間検査	680
	仮使用認定	510
床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	建築確認	230
	完了検査	320
	中間検査	450
	仮使用認定	320
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物	建築確認	200
	完了検査	230
	中間検査	340
	仮使用認定	230

（い）	（ろ）	確認検査員の必要人数の算定基準値（は）
床面積の合計が300㎡以内の建築物（法第６条第１項第３号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物に限る。）	建築確認	2,600
	完了検査（遠隔）	2,600
	完了検査（実地）	860
	中間検査（遠隔）	2,600
	中間検査（実地）	860
	仮使用認定（遠隔）	2,600
	仮使用認定（実地）	860
床面積の合計が300㎡以内の建築物（上記除く）	建築確認	1,300
	完了検査（遠隔）	1,600
	完了検査（実地）	720
	中間検査（遠隔）	2,000
	中間検査（実地）	780
	仮使用認定（遠隔）	1,600
	仮使用認定（実地）	720
床面積の合計が300㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	建築確認	360
	完了検査（遠隔）	850
	完了検査（実地）	510
	中間検査（遠隔）	1,500
	中間検査（実地）	680
	仮使用認定（遠隔）	850
	仮使用認定	510
床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	建築確認	230
	完了検査（遠隔）	430
	完了検査（実地）	320
	中間検査（遠隔）	690
	中間検査（実地）	450
	仮使用認定（遠隔）	430
	仮使用認定	320
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物	建築確認	200
	完了検査（遠隔）	280
	完了検査（実地）	230
	中間検査（遠隔）	460
	中間検査（実地）	340
	仮使用認定（遠隔）	280
	仮使用認定（実地）	230

指定準則の見直し

国土交通省

(い)	(ろ)	指定機関準則 第2表
床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第６条第１項第４号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物に限る。）	建築確認	770
	完了検査	380
	中間検査	380
	仮使用認定	380
床面積の合計が500㎡以内の建築物（上記除く）	建築確認	130
	完了検査	210
	中間検査	230
	仮使用認定	210
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	建築確認	80
	完了検査	150
	中間検査	200
	仮使用認定	150
床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	建築確認	40
	完了検査	70
	中間検査	100
	仮使用認定	70
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物	建築確認	30
	完了検査	40
	中間検査	60
	仮使用認定	40

(い)	(ろ)	指定機関準則 第2表
床面積の合計が300㎡以内の建築物（法第６条第１項第３号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物に限る。）	建築確認	770
	完了検査（遠隔）	540
	完了検査（実地）	380
	中間検査（遠隔）	540
	中間検査（実地）	380
	仮使用認定（遠隔）	540
	仮使用認定（実地）	380
床面積の合計が300㎡以内の建築物（上記除く）	建築確認	430
	完了検査（遠隔）	250
	完了検査（実地）	210
	中間検査（遠隔）	280
	中間検査（実地）	230
	仮使用認定（遠隔）	250
	仮使用認定（実地）	210
床面積の合計が300㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	建築確認	80
	完了検査（遠隔）	170
	完了検査（実地）	150
	中間検査（遠隔）	240
	中間検査（実地）	200
	仮使用認定（遠隔）	170
	仮使用認定	150
床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	建築確認	40
	完了検査（遠隔）	70
	完了検査（実地）	70
	中間検査（遠隔）	110
	中間検査（実地）	100
	仮使用認定（遠隔）	70
	仮使用認定	70
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物	建築確認	30
	完了検査（遠隔）	40
	完了検査（実地）	40
	中間検査（遠隔）	60
	中間検査（実地）	60
	仮使用認定（遠隔）	40
	仮使用認定（実地）	40

１．３年目施行の全体像

２．各論

（１）建築確認の見直し

（２）構造関係規定の見直し

（３）省エネ性能の仕様基準等

木造建築物の仕様の実況に応じた壁量基準等の見直し

国土交通省

現状・改正主旨

○ 現行の壁量基準・柱の小径の基準では、「軽い屋根」「重い屋根」の区分に応じて必要壁量・柱の小径を算定。
一方、木造建築物の仕様は多様化しており、この区分では適切に必要壁量や必要な柱の小径が算定できないおそれ。

○ 特に、より高い省エネ性能のニーズが高まる中、断熱性能の向上や階高の引き上げ、トリプルガラスサッシ、太陽光発電設備等が設置される場合には、従来に比べて重量が大きく、地震動等に対する影響に配慮が必要。

○ このため、木造建築物の仕様の実況に応じて必要壁量・柱の小径を算定できるよう見直す。
（建築基準法施行令等を改正し、令和7年4月に施行。なお、1年間、現行の壁量基準等を適用可能とする経過措置を設ける。）

壁量基準の見直し（令第46条）

○仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し
現　行：「軽い屋根」「重い屋根」の区分により必要壁量を算定
⇒ 見直し：建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、必要壁量を算定

○存在壁量に準耐力壁等を考慮可能化
現　行：存在壁量として、耐力壁のみ考慮
⇒ 見直し：存在壁量として、耐力壁に加え、腰壁、垂れ壁等を考慮可能

○高耐力壁を使用可能化
現　行：壁倍率は5倍以下まで
⇒ 見直し：壁倍率は7倍以下まで

○構造計算による安全性確認の合理化
現　行：構造計算による場合も壁量計算が必要
⇒ 見直し：構造計算（昭和56年告示1100号5号）による場合は壁量計算は不要

柱の小径の基準の見直し（令第43条）

○仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法への見直し
現　行：階高に対して「軽い屋根」「重い屋根」等の区分に応じて一定の割合を乗じて算定
⇒ 見直し：建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、
・柱の小径を算定
又は、
・小径別の柱の負担可能な床面積を算定

設計支援ツールの整備

○住宅の諸元※を入力すれば、必要壁量、柱の小径や柱の負担可能な床面積を容易に算定できる設計支援ツールを整備

※諸元：階高、床面積、屋根・外壁の仕様、太陽光発電設備等の有無等

（技術的助言にて設計支援ツールを使用可能であることを位置づけ）

仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し(壁量基準の見直し関連)

令和7年4月1日　施行
昭和56年告示第1100号 改正

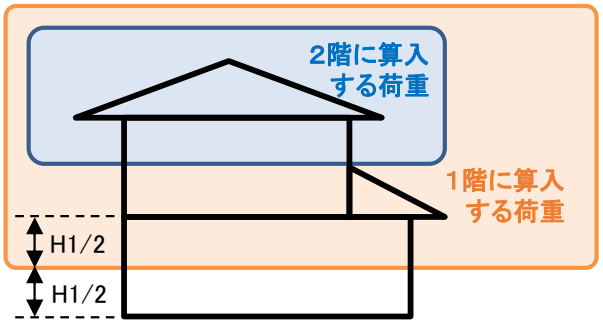
○ 建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、必要壁量を算定(いわゆる「軽い屋根」、「重い屋根」は廃止)
○ 特定の仕様等の組合せを確認することで、必要壁量を容易に把握できる試算例(早見表)を整備
○ 諸元を入力することで、必要壁量を容易に算定できる表計算ツールを整備
(確認申請において、基本的に、早見表や表計算ツールの出力結果の提出までは求めない。)

＜算定式(床面積あたりの必要な壁量)＞

$$Lw = (Ai \cdot CO \cdot \Sigma wi) / (0.0196 \cdot Afi)$$

Lw ：床面積あたりの必要な壁量（cm／㎡）
Ai ：層せん断力分布係数
　Ai＝1+｛(1/√αi) －αi｝×2T/ (1+3T)
　固有周期T＝0.03h（秒）
　αi：建築物のAiを算出しようとする高さの部分が支える部分の固定荷重と積載荷重との和を当該建築物の地上部分の固定荷重と積載荷重との和で除した数値
　h ：建築物の高さ（m）
CO ：標準せん断力係数　0.2とする。
　※令第88条第2項の規定により指定した区域の場合は0.3
Σwi：当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和(kN)
Afi ：当該階の床面積（㎡）

＜荷重(Wi)算定のイメージ＞



(W2-2)＝(G1＋D1＋D2)×Af2
　　＋0.5×(G2＋G3＋D3＋D4)×Af2

(W2-1)＝(Af1-Af2)×(G1＋D1＋D2)
　　＋0.5×(G2＋G3＋D3＋D4)×Af2
　　＋0.5×(G2＋G3＋D3＋D4)×Af1
　　＋(G4＋P1)×Af2＋(W2-2)

＜算入する荷重＞

Af1：1階面積(m²)	D1：天井(屋根)断熱材荷重(kN/m²)
Af2：2階面積(m²)	D2：太陽光発電設備等荷重(kN/m²)
G1：屋根荷重(kN/m²)	D3：外壁断熱材荷重(kN/m²)
G2：外壁荷重(kN/m²)	D4：高断熱窓荷重(kN/m²)
G3：内壁荷重(kN/m²)	
G4：床荷重(kN/m²)	W2-1：2階建の1階の荷重(kN)
P1：積載荷重(kN/m²)	W2-2：2階建の2階の荷重(kN)

※在来軸組構法の場合

必要壁量試算例(早見表)(壁量基準の見直し関連)

令和7年4月1日　施行
昭和56年告示第1100号 改正

＜床面積当たりの必要壁量の試算例(早見表)　HP掲載イメージ＞

日本住宅・木材技術センターHPにおいて公開しています。
URL：https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/

太陽光パネル設備等 「なし」の場合

■試算No. 1 ～21

各階の階高	2階の床面積／1階の床面積						
仕様① 2F：3.2m以下 1 F：3.2m以下	0/100超え 20/100未満	20/100以上 40/100未満	40/100以上 60/100未満	60/100以上 80/100未満	80/100以上 100/100未満	100/100	100/100超え 120/100以下
仕様② 2F：2.9m以下 1 F：3.0m以下	0/100超え 20/100未満	20/100以上 40/100未満	40/100以上 60/100未満	60/100以上 80/100未満	80/100以上 100/100未満	100/100	100/100超え 120/100以下
仕様③ 2F：2.8m以下 1 F：2.9m以下	0/100超え 20/100未満	20/100以上 40/100未満	40/100以上 60/100未満	60/100以上 80/100未満	80/100以上 100/100未満	100/100	100/100超え 120/100以下

該当する条件の
PDFアイコンをクリック

瓦屋根(ふき土無)
サイディング
2階建ての場合

階の床面積に乗する数値(単位 cm／m²)と柱の小径(㎜)の早見表

屋根と外壁の仕様		階の床面積に乗ずる数値（cm／m²） 令第46条第4項			柱の必要小径 d_e(㎜) 令第43条第1項、6項					
屋根の仕様	外壁の仕様	平屋	2階建て		平屋		2階建て			
			1階	2階			1階		2階	
					d_e/l^*	d_e（㎜）以上	d_e/l^*	d_e（㎜）以上	d_e/l^*	d_e（㎜）以上
瓦屋根（ふき土無）	土塗り壁等	23	51	29	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根（ふき土無）	モルタル等	22	49	28	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根（ふき土無）	サイディング	20	44	26	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根（ふき土無）	金属板張	20	42	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根（ふき土無）	下見板張	19	39	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	土塗り壁等	20	48	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	モルタル等	19	46	25	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	サイディング	17	41	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	金属板張	17	39	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	下見板張	16	36	20	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	土塗り壁等	16	44	22	1/32	90	1/24	120	1/31	90
金属板ぶき	モルタル等	16	42	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	サイディング	14	37	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	金属板張	13	35	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	下見板張	12	32	16	1/32	90	1/27	105	1/31	90

*柱の必要小径 d_e／横架材間距離 l

表計算ツールを活用した必要壁量の算定方法(壁量基準の見直し関連)

令和7年4月1日　施行
昭和56年告示第1100号 改正

＜表計算ツール（入力例）＞

（2階建て住宅用）

1. 階の床面積に乗ずる数値(単位 cm／m²)

緑色セルを入力

	項目	入力欄	入力の注意点等		
入力値	2階階高（m）	2.86	2階梁・桁上端～2階床梁上端までの距離		
	1階階高（m）	3.00	1階土台上端～2階床梁上端までの距離		
	標準せん断力係数C_0	0.2	軟弱地盤の指定がある場合は0.3（不明な場合は特定行政庁に確認）		
	2階床面積(m^2)	50	（ここでは小屋裏面積は含めなくともよい。）		
	1階床面積(m^2)	50	（ここでは小屋裏面積は含めなくともよい。）		
	屋根の仕様	瓦屋根（ふき土無）	プルダウン選択		←瓦屋根（ふき土無）・スレート屋根・金属板ぶきより選択
	外壁の仕様	サイディング	プルダウン選択		←土塗り壁等・サイディング・金属板張・下見板張より選択
	太陽光発電設備等(N/m^2)	あり(260)	太陽光発電設備等の重量を任意入力したい場合は「あり（任意入力）」をプルダウン選択し、右欄(緑)にその重量を入力する。	下記への入力は不要です。 設備等の重量（kg）	実際に設置する機器重量が決定している場合には、直接入力も可能。
	天井断熱材(N/m^2)	100（初期値）	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。	下記への入力は不要です。 密度(kg/m^3) / 厚さ(mm)	断熱材については、天井・外壁それぞれ直接入力も可能。（天井：1種類　外壁：2種類）
	外壁断熱材(N/m^2)	70（初期値）	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。	下記への入力は不要です。 密度(kg/m^3) / 厚さ(mm)	

出力結果	【階の床面積に乗ずる数値】（方法①）	1階	2階
		46	28

階の床面積に乗ずる数値が算出されます。

試算例（早見表）、表計算ツールは日本住宅・木材技術センターHPにおいて公開しています。
URL：https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/

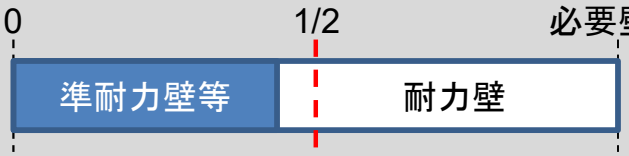
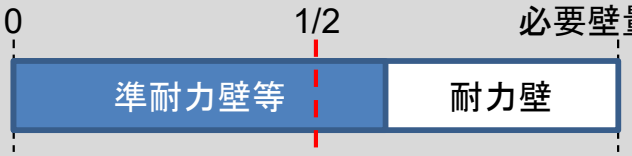
準耐力壁等の取扱いについて（壁量基準の見直し関連）

令和7年4月1日　施行
昭和56年告示第1100号 改正

○ 準耐力壁等については、基本的に、存在壁量に「算入できる」ものとして取り扱う
※必要壁量の1/2を超えて準耐力壁等を壁量に算入する場合は、柱の折損等の脆性的な破壊の生じないことを確認する必要

○準耐力壁等の壁量が少なく、かつ準耐力壁等の壁倍率が小さい場合は、壁配置のバランスの確認（四分割法）、柱頭・柱脚の接合方法の確認（N値計算法等）において準耐力壁等の影響は考慮しない

【準耐力壁等の存在壁量への算入】

準耐力壁等の壁量	壁量に算入しない場合	壁量に算入する場合	
		必要壁量の1／2以下（注1） 	必要壁量の1／2超（注1） 
存在壁量の算定	耐力壁のみで検証	準耐力壁等を算入できる	準耐力壁等を算入できる ※柱の折損等の脆性的な破壊の生じないことが確認された場合（注3）に限る。
四分割法		耐力壁のみで検証 （準耐力壁等は算入せずに検証）	準耐力壁等を含めて検証 ※存在壁量に算入した準耐力壁等が対象
柱頭・柱脚の接合部		耐力壁のみで検証 （準耐力壁等は壁倍率0として検証） ※存在壁量に算入した準耐力壁等のうち、壁倍率1.5倍超（注2）のものは当該準耐力壁等の壁倍率で検証	準耐力壁等を含めて検証 ※存在壁量に算入した準耐力壁等が対象 （準耐力壁等の壁倍率1.5倍以下も対象）

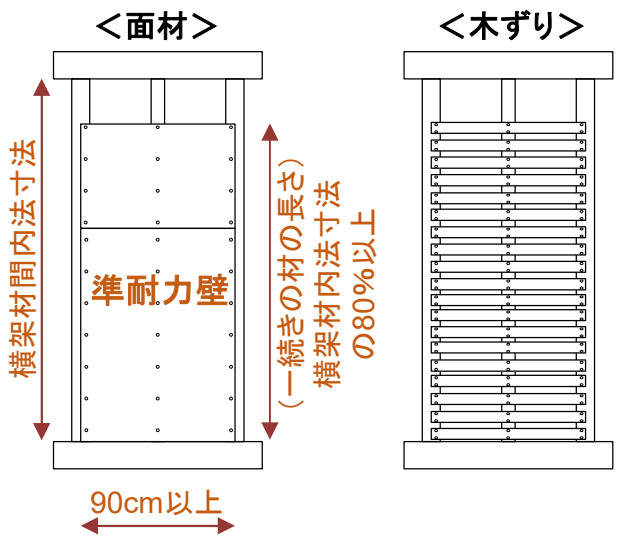
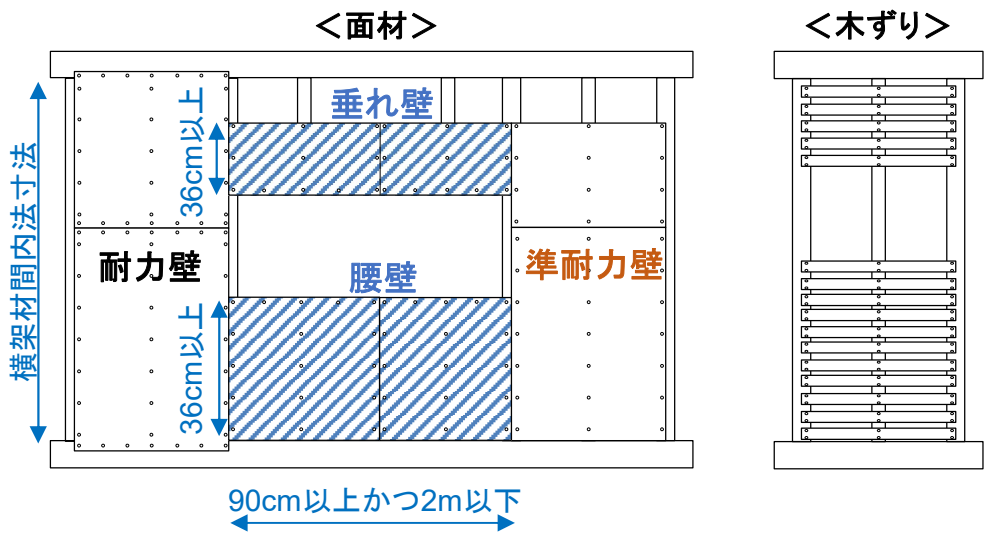
（注1）準耐力壁等と必要壁量の比較は、各階、各方向別に行う。いずれかで必要壁量の1/2を超える場合には、各階、各方向ともに1/2を超えるものとして検証。
（注2）複数の準耐力壁等を併用する場合は壁倍率の合計で判断。
　　耐力壁と準耐力壁等を併用する場合は準耐力壁等の壁倍率で判断（準耐力壁等の壁倍率1.5倍超：耐力壁と準耐力壁等の壁倍率の合計、1.5倍以下：耐力壁のみの壁倍率　で検証）。
（注3）第三者機関での試験等の結果を踏まえて検証することを想定しており、具体的な検証方法は今後解説等で示す予定。

準耐力壁等の仕様・倍率（壁量基準の見直し関連）

○ 準耐力壁等（腰壁・垂れ壁を含む）の仕様・倍率については、品確法※と同様に規定

※日本住宅性能表示基準・評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号 第5 1－1（3）ホ①表1）

＜準耐力壁等の仕様・倍率＞

	準耐力壁	垂れ壁・腰壁
		
材料	面材・木ずり等	面材・木ずり等
くぎ打ち	柱・間柱のみにくぎ打ち	柱・間柱のみにくぎ打ち
幅	90cm以上	90cm以上かつ2m以下注）
高さ	横架材間内法寸法の80%以上注）	36cm以上注）
その他	——	両側に耐力壁または準耐力壁があること
壁倍率	面材の準耐力壁等の壁倍率 ＝ 材料の基準倍率※ × 0.6 × 面材の高さの合計 / 横架材間内法寸法 ※基準倍率は次ページ参照	
	木ずりの準耐力壁等の壁倍率 ＝ 0.5 × 木ずりの高さの合計 / 横架材間内法寸法	

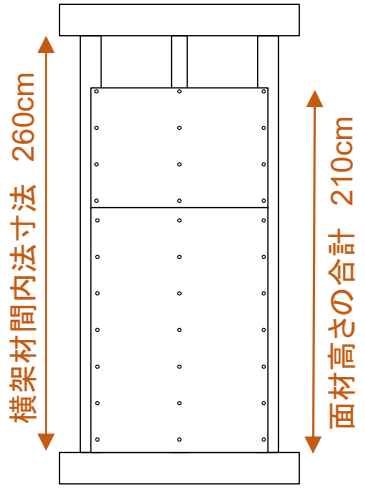
注） 複数の面材・木ずり等を使用する場合は、同じ材料で一続きとなっている場合に限る。

準耐力壁等の壁倍率の求め方(例)(壁量基準の見直し関連)

令和7年4月1日　施行
昭和56年告示第1100号 改正

＜準耐力壁等の壁倍率の求め方(例)＞

面材(構造用合板)の場合



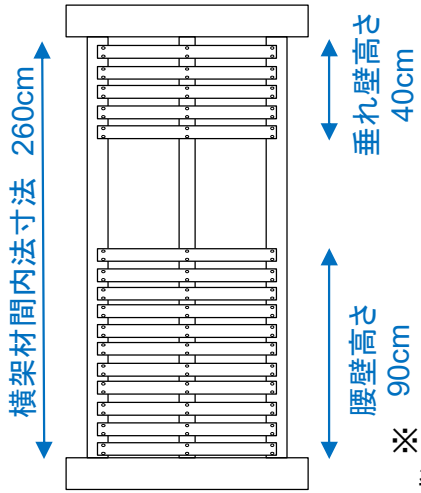
$$= \text{材料の基準倍率}^{※} \times 0.6 \times \frac{\text{面材の高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$$

$$= 2.5 \times 0.6 \times \frac{210\text{cm}}{260\text{cm}}$$

$$\fallingdotseq \underline{1.2\text{ 倍}}$$

規定する準耐力壁等の壁倍率(片面)は1.5倍(=2.5倍×0.6)以下となる。

木ずりの場合



※両側に耐力壁または準耐力壁が必要

$$= 0.5 \times \frac{\text{木ずりの高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$$

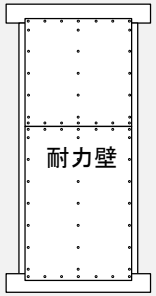
$$= 0.5 \times \frac{40\text{cm} + 90\text{cm}}{260\text{cm}}$$

$$= \underline{0.25\text{ 倍}}$$

※材料の基準倍率

材料	最低厚さ	くぎ	くぎの間隔	基準倍率
構造用合板、構造用パネル	5mm	N50	15cm以下	2．5
パーティクルボード	12mm			
構造用パーティクルボード、構造用MDF	9mm			
石こうボード(屋内壁)	12mm	GNF40又はGNC40		0．9

(参考)耐力壁の例



軸組種類:大壁
材料:合板(9mm)
くぎ:N50
くぎの間隔:15cm以下
→　壁倍率　2．5
・柱、横架材、継目受材と横架材にくぎ打ち

(昭和56年建設省告示第1100号 関係)

階高が3.2mを超える場合の取扱いについて（壁量基準の見直し関連）

令和7年4月1日　施行
昭和56年告示第1100号
平成12年告示1460号 改正

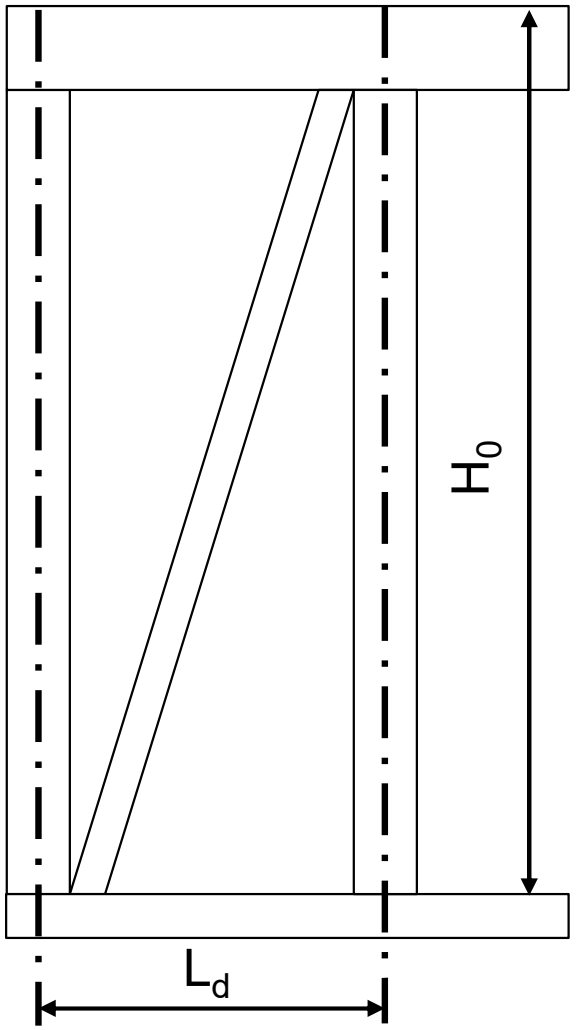
① 筋かいを入れた軸組の高さが 3.2mを超える場合には、通常の壁倍率に低減係数 α_h を乗じる
② 柱頭・柱脚の接合方法の確認（N値計算法等）において、告示（改正後の平成12年告示1460号第二号イ）の仕様による場合、階高は3.2m以下に限られる

① 筋かいの壁倍率の低減係数

$\alpha_h = 3.5 \times L_d / H_0$ （1.0を超える場合には1.0）

L_d ： 筋かいを入れた軸組の柱間の距離（㎜）
H_0 ： 横架材の上端の相互間の垂直距離（㎜）

※ 四分割法、N値計算法等においても、低減後の壁倍率を用いて算定する



② 柱頭・柱脚の接合方法の確認

階高	N値計算法	告示の仕様
3.2m以下	○	○
3.2m超	○	×

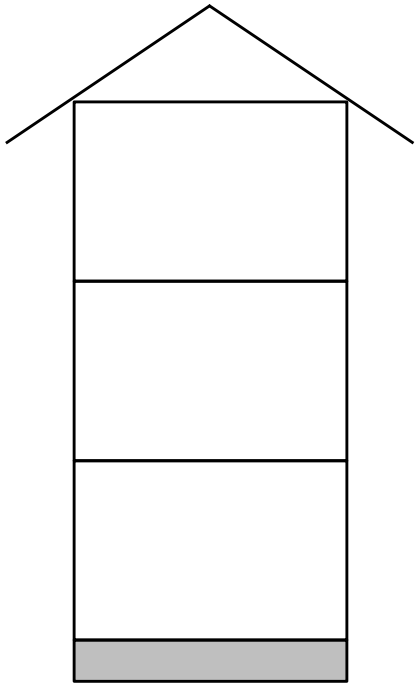
鉛直方向壁量充足率の位置付け（壁量基準の見直し関連）

令和7年4月1日　施行
昭和62年告示第1899号 改正

○ ３階建て高さ13m超16m以下の木造建築物を対象に、これまで許容応力度等計算において検証を行っていた剛性率規定に代わるものとして、鉛直方向の壁量充足率の確認を規定。

※ただし、令第46条第2項第一号イの規定（いわゆる２項ルート）に適合する場合、令第82条の６第二号イの規定（剛性率規定）に適合する場合は適用を除外。

＜鉛直方向壁量充足率比の試算イメージ＞



階数	①必要壁量※（cm/㎡）	②存在壁量（cm/㎡）	③壁量充足率（②／①）	④壁量充足率比（③／AVE③）	⑤判定（④≧0.6）
3階	24	40	1．67	1．37	OK
2階	39	40	1．00	0．82	OK
1階	50	50	1．00	0．82	OK

※　各階の地震力について、当該階の床面積及び壁の耐力（1.96kN/m）で除すことで算出

住宅性能表示制度・長期優良住宅認定制度に関する壁量基準の見直し

国土交通省

【住宅性能表示制度】
○　建築基準法関係告示等の改正を踏まえ、２階以下の木造建築物に適用される壁量基準の見直しを行う。
○　実荷重に応じて必要壁量の算定を行い、等級２以上の適合判定にあたっては、等級に応じた倍率（等級２=1.25倍、等級３=1.5倍）を乗じて必要壁量を算定することとする。

【長期優良住宅認定制度】
○　長期優良住宅に求められる省エネ性能をZEH水準に引上げたことに伴い、ZEH水準の重量化した建物に対応した耐震性能を確保するため、壁量計算により耐震性を確認する場合には、暫定的に耐震等級３を求めていたところ。（構造計算による場合は耐震等級２以上。）
○　住宅性能表示制度における基準の見直しを踏まえ、壁量計算による場合であっても等級２以上で認定可能となるよう見直しを行う。

主な改正事項

①　住宅性能表示制度における評価方法基準の見直し

建築基準法関係告示等の見直しを踏まえ、以下の見直しを行う。

【壁量基準の適用範囲の見直し】

- 壁量基準の適用可能範囲について、【延べ面積500㎡以下かつ高さ13m・軒高９m以下かつ階数２以下】から【延べ面積300㎡以下かつ高さ16m以下かつ階数２以下】へ見直し。

【壁量基準に関する見直し】

- 以下の算定式により、荷重の実態に応じた必要壁量を算定することを規定。等級２以上の適合判定にあたっては、等級に応じた倍率（等級２=1.25倍、等級３=1.5倍）を乗じて必要壁量を算定することとする。

※建築基準法と同様に、現行の必要壁量表は廃止。地震地域係数Zについては、現行の評価方法基準と同様の取扱いとする。
※その他準耐力壁等の扱いについても、改正後の建築基準法の規定と同様の扱いとする。

＜算定式（床面積あたりに必要な壁量）＞

$$Lw = (Z \cdot Ai \cdot Co \cdot \Sigma wi) / (0.0196 \cdot Afi)$$

Lw：当該階の床面積あたりの必要壁量［cm/㎡］
Z：地震地域係数　0.7～1.0
Ai：層せん断力分布係数
　Ai＝1+｛(1/√αi)－αi｝×2T/(1+3T)
　固有周期T＝0.03h［秒］
　αi：建築物のAiを算出しようとする高さの部分が支える部分の固定荷重と積載荷重との和を当該建築物の地上部分の固定荷重と積載荷重との和で除した数値
　h：建築物の高さ［m］

Co：標準せん断力係数　0.2とする。
※令第88条第2項の規定により指定した区域の場合は0.3

Σwi：当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和（積雪荷重を含む）［kN］
Afi：当該階の面積［㎡］

【注】赤字部分は建築基準法における算定式と異なる箇所

②　長期優良住宅認定制度における認定基準の見直し

- 壁量計算より耐震性を確認する場合も長期優良住宅に求める耐震等級は2以上とする。（暫定的な措置は廃止）

③　経過措置

- 建築基準法令において1年間の経過措置を設けられることから、住宅性能表示制度及び長期優良住宅認定制度においても同様の措置を講じることとする。

木造建築物の筋かいの規制に係る見直し【建築基準法施行令第45条】

国土交通省

① 現行において認められている木材や鉄筋と同等以上の強度を有する材料として告示で定める材料や国土交通大臣の認定を受けた材料の使用を新たに認める（告示は未制定）
② 筋かいの端部について、少なくともいずれか一方を柱と横架材との仕口に緊結すれば足りることとする（もう一方については、柱等に緊結することが必要）

① 筋かいの材料（現行）

- 引張力を負担する筋かい（第１項）
 - ・厚さ1.5cm以上幅9cm以上の木材
 - ・径9mm以上の鉄筋
- 圧縮力を負担する筋かい（第２項）
 - ・厚さ3cm以上幅9cm以上の木材

加えて、「同等以上の耐力を有する材料（告示仕様・大臣認定）」を使用可能とする

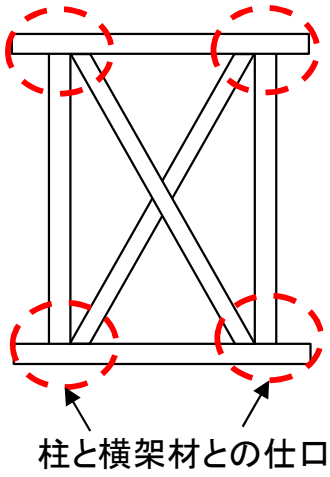
※当面の間は**大臣認定の取得**により使用可能

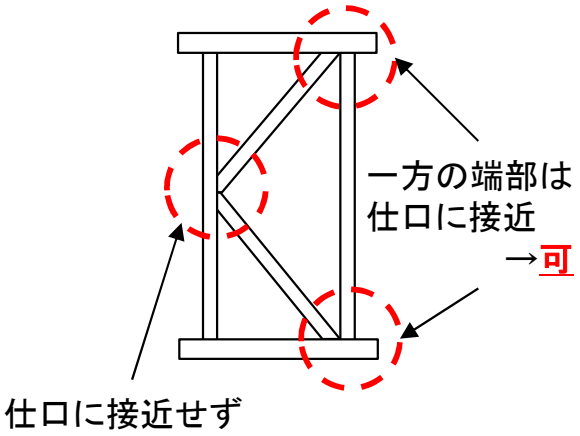
② 緊結方法（現行）

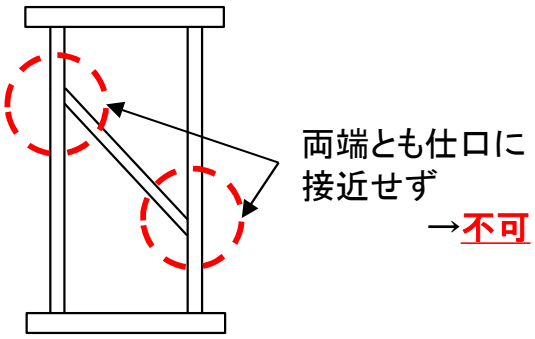
- 筋かいの両端部（第３項）
 - ・柱と横架材（はり等）との 仕口に接近して、金物で緊結

一方の端部のみを柱と横架材との仕口に接近して緊結する場合も可とする

※K型・多段筋かいも**大臣認定の取得**により使用可能







仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法の見直し（柱の小径の基準の見直し）

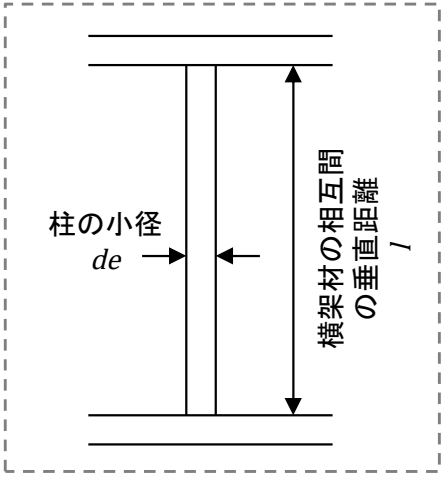
令和7年4月1日　施行
平成12年告示第1349号 改正

○ 建築物の重量に応じた柱の小径の算定式を規定。より精緻な算定式（座屈の理論式）の活用も可能。
○ 柱の小径の算定のほか、柱の負担可能面積の算出が可能
○ 特定の仕様等の組合せを確認することで、柱の小径を容易に把握できる試算例（早見表）を整備
○ 諸元を入力することで、柱の小径や柱の負担可能面積を容易に算定できる表計算ツールを整備
（確認申請において、基本的に、早見表や表計算ツールの出力結果の提出までは求めない。）

＜算定式（横架材相互の垂直距離に対する柱の小径）＞

$$de / l = 0.027 + 22.5 \cdot Wd / l^2$$

de ： 必要な柱の小径（mm）
l ： 横架材の相互間の垂直距離（mm）
Wd ： 当該階が負担する単位面積あたりの固定荷重と積載荷重の和（N/m²）
※荷重算定のイメージは壁量基準と同様
※積雪荷重は含まない



※柱に壁が取り付く場合、当該壁の方向については、柱の小径の検討は不要
（今後解説等で示す予定）

＜より精緻な算定式（座屈の理論式）＞

$$d_e = \frac{l}{75.05} + \sqrt{\left(\frac{l}{75.05}\right)^2 + \frac{1}{1.3} \cdot W_d A_e / \left(\frac{1.1}{3} F_C\right)}$$

等

Ae ：荷重負担面積（m²）
Fc ：柱材の圧縮基準強度（N/mm²）

座屈の理論式をもとに、
・柱の小径
・柱の負担可能面積
を容易に算定できる設計支援ツールを整備

柱の必要小径の試算例(早見表)(柱の小径の基準の見直し)

令和7年4月1日　施行
平成12年告示第1349号 改正

＜柱の必要小径の試算例(早見表)　HP掲載イメージ＞

日本住宅・木材技術センターHPにおいて公開しています。
URL：https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/

太陽光パネル設備等 「なし」の場合

■試算No. 1 ～21

各階の階高	2階の床面積／1階の床面積						
仕様① 2F：3.2m以下 1F：3.2m以下	0/100超え 20/100未満	20/100以上 40/100未満	40/100以上 60/100未満	60/100以上 80/100未満	80/100以上 100/100未満	100/100	100/100超え 120/100以下
仕様② 2F：2.9m以下 1F：3.0m以下	0/100超え 20/100未満	20/100以上 40/100未満	40/100以上 60/100未満	60/100以上 80/100未満	80/100以上 100/100未満	100/100	100/100超え 120/100以下
仕様③ 2F：2.8m以下 1F：2.9m以下	0/100超え 20/100未満	20/100以上 40/100未満	40/100以上 60/100未満	60/100以上 80/100未満	80/100以上 100/100未満	100/100	100/100超え 120/100以下

該当する条件の
PDFアイコンをクリック

階の床面積に乗ずる数値(単位 cm／m^2)と柱の小径(㎜)の早見表

屋根と外壁の仕様		階の床面積に乗ずる数値（cm／m^2） 令第46条第4項			柱の必要小径d_e(㎜) 令第43条第1項、6項					
			2階建て		平屋		2階建て			
							1階		2階	
屋根の仕様	外壁の仕様	平屋	1階	2階	d_e/l^*	d_e（㎜）以上	d_e/l^*	d_e（㎜）以上	d_e/l^*	d_e（㎜）以上
瓦屋根（ふき土無）	土塗り壁等	23	51	29	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根（ふき土無）	モルタル等	22	49	28	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根（ふき土無）	サイディング	20	44	26	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根（ふき土無）	金属板張	20	42	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根（ふき土無）	下見板張	19	39	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	土塗り壁等	20	48	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	モルタル等	19	46	25	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	サイディング	17	41	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	金属板張	17	39	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	下見板張	16	36	20	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	土塗り壁等	16	44	22	1/32	90	1/24	120	1/31	90
金属板ぶき	モルタル等	16	42	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	サイディング	14	37	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	金属板張	13	35	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	下見板張	12	32	16	1/32	90	1/27	105	1/31	90

瓦屋根（ふき土無）
サイディング
2階建ての場合

*柱の必要小径d_e／横架材間距離l

表計算ツールを活用した柱の小径の算定方法①（柱の小径の基準の見直し）

令和7年4月1日　施行
平成12年告示第1349号 改正

○ 表計算ツールにおいて、柱の小径の算定方法は3つの中から選択可能

＜表計算ツール＞　※座屈の理論式による

（2階建て住宅用）

① 2-1 算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

2　柱の小径（令第43条第1項）

階	出力結果	
	d_c/l*	柱の小径(㎜以上)
2階	1/31.6	87
1階	1/27.1	106

*柱の必要小径d_c／横架材間距離l／すぎ、無等級材

階高や床面積等の諸元を入力することで
横架材間の距離に対する柱の小径の割合と柱の小径が算出される

算定結果より柱の小径を小さくする場合は、方法2-2、方法2-3を検討

← 無等級材（すぎ）を前提に算出

② 2-2 樹種等を選択し、算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

柱材の種類		入力値			出力結果	
		JAS規格	樹種等	等級等(積層数)	基準強度	柱の小径(㎜以上)
2階	①	JAS機械等級区分構造用製材	ひのき	E90	24.6	80
	②	無等級材	すぎ	−	17.7	87
	③				該当なし	
	④	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		認定番号（　　）		
1階	①	JAS同一等級構成集成材	−	E105-F300(3層)	25.5	97
	②	無等級材	すぎ	−	17.7	106
	③				該当なし	
	④	国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		認定番号（　　）		

樹種等を選択することにより柱の小径を算出
・JAS機械等級区分構造用製材
・JAS目視等級区分構造用製材
・無等級製材
・JAS同一等級構成集成材
・JAS A種構造用単板積層材
※大臣が基準強度の数値を指定した
　木材については強度を直接入力

（例）樹種等を選択することで、方法2-1の算定結果
106㎜以上から97㎜以上に

試算例（早見表）、表計算ツールは日本住宅・木材技術センターHPにおいて公開しています。
URL：https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/

表計算ツールを活用した柱の小径の算定方法①（柱の小径の基準の見直し）

令和7年4月1日　施行
平成12年告示第1349号 改正

○ 柱の小径別に「柱の負担可能な床面積」（表計算ツールより算出）と「柱が負担する床面積」を比較することで、より合理的な柱の小径の設計が可能に

③ 2-3　柱の小径別に柱の負担可能面積を求める場合

階ごとに①、②の2種類までの樹種と等級が選択できます。
数値入力することによって任意の断面寸法を設定することができます。

柱材の種類		入力値 JAS規格	樹種※	等級	出力結果：柱の負担可能面積（m2） 基準強度	105角 長辺・短辺（㎜）	120角 長辺・短辺（㎜）	任意入力① 長辺（㎜）	任意入力① 短辺（㎜）	任意入力② 長辺（㎜）	任意入力② 短辺（㎜）
						105	120	102	102	105	120
1階外周部の柱*	①	JAS機械等級区分構造用製材	ひのき	E90	24.6	7.6	13.5	6.6		8.7	
	②	無等級材	すぎ	−	17.7	5.5	9.7	4.7		6.3	
	③	大臣認定品の場合は右へ基準強度を記入		認定番号（　　）		0.0	0.0	0.0		0.0	
1階内部の柱	①	JAS同一等級構成集成材	−	E105-F300(3層)	25.5	11.2	19.6	9.7		12.8	
	②	無等級材	すぎ	−	17.7	7.7	13.6	6.7		8.8	
	③	大臣認定品の場合は右へ基準強度を記入		認定番号（　　）		0.0	0.0	0.0		0.0	

← 柱サイズを任意に入力することにより、平角材にも対応可能

柱の小径を105角とする場合には、柱が負担する面積が表の数値以下であることを確認する

*外周部の柱とは外壁面に存する柱を指す。内部柱とは外壁に面しない柱を指す。

壁量基準等の経過措置の適用に関する留意事項【再掲】

国土交通省

○ 令和７年４月１日から令和８年３月31日までに工事に着手するものについて、現行（改正前）の壁量基準等によることができます。

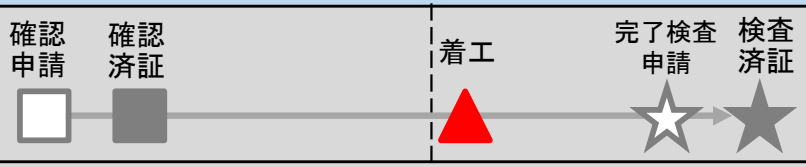
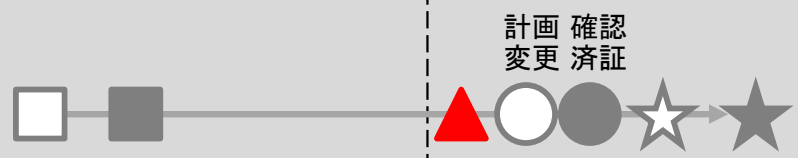
【留意事項】

１．地階を除く階数が２以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが９メートル以下である延べ面積が300㎡以内の木造建築物が対象になります。

２．改正後の基準によることとするための設計の変更に時間を要すること等により、当該基準により難いと認められる場合に適用可能です。
（建築確認・検査においては、改正後の基準により難いと認められる場合に適合することの確認に必要な図書の提出は必要ないこととする）

３．経過措置の対象となるのは、壁量（令第46条。枠組壁工法等(順次追加予定)を含む。）及び柱の小径（令第43条）になります。
経過措置を適用する場合であっても、壁量と柱の小径について現行（改正前）の基準に適合していることの審査がされることになります。

４．確認申請書（第三面18.）と建築計画概要書（第二面20.）に経過措置の適用の有無の記載欄があります。
（施行日前後の記載方法は下記参照）

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑩		確認：審査しない 検査：検査する	中間・完了検査申請書の備考欄に経過措置の適用の有無を記載
⑩′		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用
⑪		確認：審査する 検査：検査する	「その他必要な事項」の欄に経過措置の適用の有無を記載
⑫		確認：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

様式の記載上の留意点

国土交通省

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑫	確認申請 □ 確認済証 ■ 着工 ▲ 完了検査申請 ☆ 検査済証 ★	確認：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は 改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

<記載例①：木造軸組>

確認申請書（建築物）
（第三面）

【17. 建築基準法施行令第４３条第１項及び第４６条第４項等の経過措置の適用】
【ｲ. 適用の有無】　■有　□無
【ﾛ. 適用があるときは、その区分】
■建築基準法施行令第４３条第１項及び建築基準法施行令第４６条第４項
□その他

・経過措置を適用しない場合は「**無**」にチェック

・令第43条（壁量）又は令第46条（柱の小径）のいずれかのみの経過措置の適用は不可

<記載例②：枠組壁工法>

確認申請書（建築物）
（第三面）

【17. 建築基準法施行令第４３条第１項及び第４６条第４項等の経過措置の適用】
【ｲ. 適用の有無】　■有　□無
【ﾛ. 適用があるときは、その区分】
□建築基準法施行令第４３条第１項及び建築基準法施行令第４６条第４項
■その他

・適用区分の記載欄（17.ロ）の「その他」には枠組壁工法等(順次追加予定)が該当

【19. その他必要な事項】
平成13年国土交通省告示第1540号及び第1541号（枠組壁工法）の経過措置の適用有り

・その他の経過措置を適用する場合は、該当する告示番号等を記載

様式の記載上の留意点

国土交通省

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑩′		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は 改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

<記載例①：木造軸組>

計画変更確認申請書（建築物）
（第三面）

【17. 建築基準法施行令第４３条第１項及び第４６条第４項等の経過措置の適用】
【ｲ. 適用の有無】　■有　□無
【ﾛ. 適用があるときは、その区分】
■建築基準法施行令第４３条第１項及び建築基準法施行令第４６条第４項
□その他

・経過措置を適用しない場合は「**無**」にチェック

・令第43条（壁量）又は令第46条（柱の小径）のいずれかのみの経過措置の適用は不可

<記載例②：枠組壁工法>

計画変更確認申請書（建築物）
（第三面）

【17. 建築基準法施行令第４３条第１項及び第４６条第４項等の経過措置の適用】
【ｲ. 適用の有無】　■有　□無
【ﾛ. 適用があるときは、その区分】
□建築基準法施行令第４３条第１項及び建築基準法施行令第４６条第４項
■その他

・適用区分の記載欄（17.ロ）の「その他」には枠組壁工法等(順次追加予定)が該当

【19. その他必要な事項】
平成13年国土交通省告示第1540号及び第1541号（枠組壁工法）の経過措置の適用有り

・その他の経過措置を適用する場合は、該当する告示番号等を記載

様式の記載上の留意点

国土交通省

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑩		確認：審査しない 検査：検査する	中間・完了検査申請書の備考欄に経過措置の適用の有無を記載

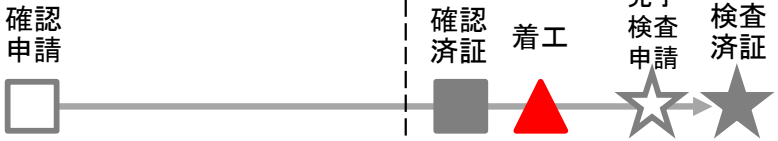
<記載例>　完了検査申請書
（第三面）

申請する工事の概要

【11. 備考】
建築基準法施行令第４３条第１項及び第４６条第４項の経過措置の適用有り

・経過措置を適用しない場合は、「**経過措置の適用無し**」と記載

・枠組壁工法等、その他の経過措置を適用する場合は、該当する告示番号等を記載

⑪		確認：審査する 検査：検査する	「その他必要な事項」の欄に経過措置の適用の有無を記載

<記載例>　確認申請書（建築物）
（第三面）

建築物及びその敷地に関する事項

【18. その他必要な事項】
建築基準法施行令第４３条第１項及び第４６条第４項の経過措置の適用有り

・上記⑩と同様

・あらかじめ施行日後に確認済証を交付することが明らかな場合は、申請時に記載

・申請後（審査期間中）に明らかになった場合は、申請者が手書きで追記する対応も考えられる

その他の小規模木造建築物に係る基準の見直し

令和7年4月1日　施行

【枠組壁工法】

平成13年告示第1540号 改正

① 壁量等基準の整備
　簡易表は廃止し、算定式を位置づけ
　・存在壁量に準耐力壁等を考慮可能化
　・鉛直方向壁量充足率を規定

② 構造計算ルート2の創設

③ 床根太・たる木の間隔が65cm超の場合に、部分計算による検証で可とするよう合理化
　（現行では、ルート1計算時に床根太・たる木の間隔が65cm超の場合には、建築物全体の構造計算が必要）

④ 床版・屋根版の面材にMDFを追加

⑤ 外壁の隅角部又は開口部の両端にあるたて枠と床組との金物等による緊結をルート1計算時に適用除外
　（現行では、ルート1計算時も、外壁の隅角部又は開口部の両端にあるたて枠と床組を、金物又は壁材で緊結が必要）

⑥ 木質接着パネル工法に関する項目の除外　（※平成13年告示第1540号と第1541号を統合）
　・本工法の告示を新設し、仕様規定及び許容応力度計算ルートを新設予定（平成13年告示第1540号からは規定を削除）
　・「木質プレハブ工法」から「木質接着パネル工法」に名称を変更

【伝統的構法等】

平成28年告示第690号 第691号 改正

○平成28年告示第691号第2号において、耐力壁線間距離の算定式を追加
○階高が3.2mを超える場合、告示の各表の値に階高に応じた係数を乗じる

【基礎】

平成12年告示第1347号 改正

○地盤の種別に関わらず、鉄筋コンクリートの基礎を用いることとする
　（現行では、著しい不同沈下等の生ずるおそれのない強固の地盤では、無筋のコンクリート基礎とすることができる）

小規模伝統的木造建築物等に係る構造計算適合性判定の特例【建築基準法第6条の3第1項、施行規則第3条の13】

国土交通省

現状・改正主旨

○　通常は構造計算によることなく仕様規定に適合させることにより構造安全性が確保される小規模の建築物であっても、伝統的構法等で一部の仕様規定を満たせない場合、高度な構造計算により構造安全性を確認している。（第20条第１項第４号ロ）

○　小規模建築物であっても、高度な構造計算により構造安全性を検証した場合、建築確認における構造計算の審査に加え、構造計算適合性判定による複層的な確認が必要。（法第６条の３第１項）



写真出典（一部）気候風土適応住宅の認定 事例集
（一社）環境共生住宅推進協議会

石場建て
（柱と基礎を緊結しない＝仕様規定に不適合）

【適用される基準及び審査手続の比較】

	適用基準		審査手続	
	仕様規定	構造計算	建築確認	**構造適判**
一般的な小規模木造建築物	○	－	○	－
伝統的木造建築物等	△（一部不適合）	○	○	○

改正概要

○　小規模な伝統的木造建築物等について、構造設計一級建築士が設計又は確認を行い、専門的知識を有する建築主事等が建築確認審査を行う場合は、構造計算適合性判定を不要とする。

現行：設計　→　**構造計算適合性判定**　→　建築確認　→　着工

改正：設計（※1）→　**不要**　→　建築確認（※2）　→　着工

※1構造設計一級建築士、※2専門的知識を有する建築主事等（構造計算適合判定資格者）

階高の高い3階建て木造建築物等の構造計算の合理化【建築基準法第20条第1項第2号】

国土交通省

現状・改正主旨

○　高さ13m又は軒高9mを超える木造建築物を建築する場合、高度な構造計算（許容応力度等計算等）により、構造安全性を確認する必要があり、一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない。（法第20条第１項第２号）

○　近年の建築物の断熱性向上等のために、階高を高くした建築物のニーズが高まっている。

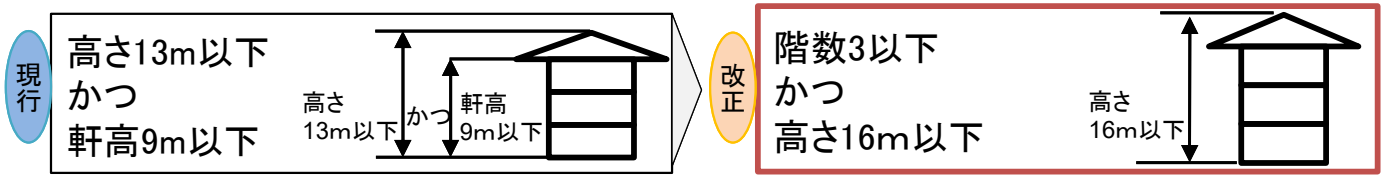
○　一定の耐火性能が求められる木造建築物の規模（第21条第１項）については、安全性の検証の結果、高さ13m超又は軒高9m超から、4階建て以上又は高さ16m超に見直されている（H30法改正）。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>～13m※
※軒高9m</th><th>13m※～60m
※軒高9m</th><th>60m～</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1階建</td><td>～500㎡</td><td>仕様規定</td><td rowspan="5">高度な構造計算
（許容応力度等計算、
保有水平耐力計算）</td><td rowspan="5">時刻歴
応答解析</td></tr>
<tr><td>500㎡～</td><td>簡易な構造計算（許容応力度計算）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2階建</td><td>～500㎡</td><td>仕様規定</td></tr>
<tr><td>500㎡～</td><td rowspan="3">簡易な構造計算
（許容応力度計算）</td></tr>
<tr><td colspan="2">3階建</td></tr>
<tr><td colspan="2">4階建～</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

改正概要

○　高度な構造計算までは求めず、二級建築士においても設計できる簡易な構造計算（許容応力度計算）で建築できる範囲を拡大

【簡易な構造計算の規模】



構造計算が必要な木造建築物の規模の引き下げ【建築基準法第20条第1項第3号】

国土交通省

現状・改正主旨

○　2014（平成26）年の豪雪被害をうけ、スパンの大きい等の要件に該当する建築物では構造計算において積雪荷重を割増すことになっている。（H30告示改正）

○　2階建以下で延べ面積500m2以下の木造建築物については、大スパンの屋根であっても構造計算が求められていない。（法第20条第１項）

○　多様なニーズを背景として、大空間を有する建築物が増加しており、これらの建築物に対応した構造安全性の確保が必要となっている。

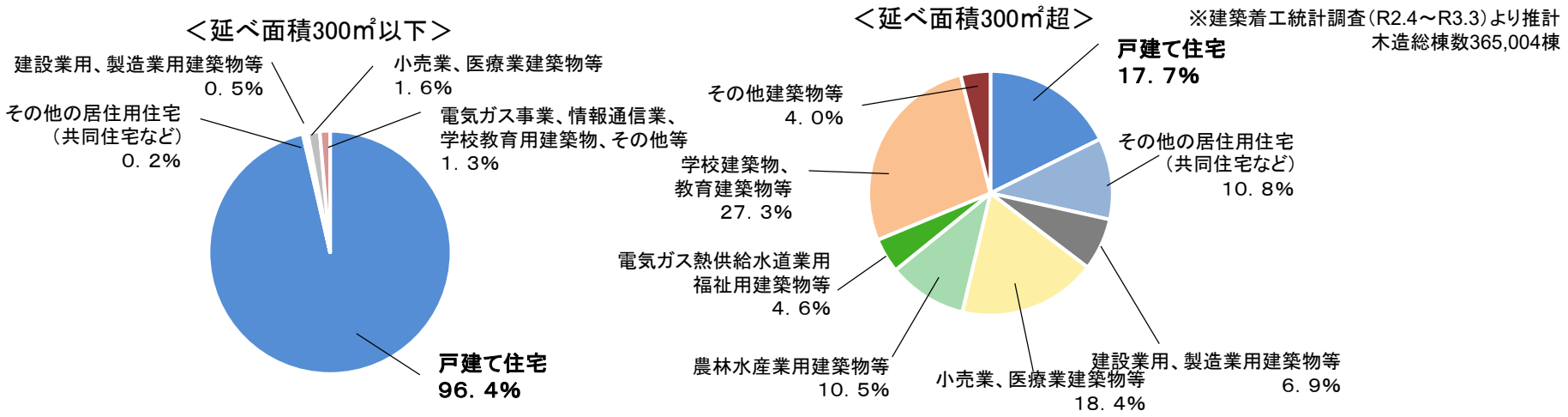
改正概要

○　木造建築物で構造計算が必要となる規模を引下げ（対象を拡大）、構造安全性を確保

現行：2階以下の木造建築物で構造計算が必要となる規模は、延べ面積500㎡超

改正：延べ面積300㎡超

【参考】木造建築物の用途分類（延べ面積別）



木造建築物の構造計算対象の規模【建築基準法第20条】

国土交通省

現行

規模＼高さ		高さ13m以下※ ※軒高9m以下	高さ13m※超　60m以下 ※軒高9m超	高さ60m超
1階建	500㎡以下	仕様規定	高度な構造計算 （許容応力度等計算、 保有水平耐力計算）	時刻歴 応答解析
	500㎡超	簡易な構造計算 （許容応力度計算）		
2階建	500㎡以下	仕様規定		
	500㎡超	簡易な構造計算 （許容応力度計算）		
3階建				
4階建～				

改正

規模＼高さ		高さ16m以下	高さ16m超　60m以下	高さ60m超
1階建	300㎡以下	仕様規定	高度な構造計算 （許容応力度等計算、 保有水平耐力計算）	時刻歴 応答解析
	300㎡超	簡易な構造計算 （許容応力度計算）		
2階建	300㎡以下	仕様規定		
	300㎡超	簡易な構造計算 （許容応力度計算）		
3階建				
4階建～		高度な構造計算 （許容応力度等計算、 保有水平耐力計算）		

鉄骨造等の建築物における構造規制の合理化等

国土交通省

令和7年4月1日　施行
（平成19年告示第593号 改正）
（平成14年告示第410号 改正）

■簡易な構造計算の対象範囲拡大、基準の明確化

【鉄骨造等】

① 高さ制限の合理化及び構造計算ルート1－3の創設　※アルミニウム合金造においても同様の合理化を実施

現行：　高さ13m超又は軒高9m超の鉄骨造は高度な構造計算（ルート2以上）が必要
改正：　高さ13m超又は軒高9m超の鉄骨造でも高さ16m以下等の条件を満たす場合は簡易な構造計算の適用が可能
範囲拡大の対象となる規模の建築物に適用する構造計算ルート1－3を創設
（対象）・　高さ16m以下、3階以下、延べ面積500㎡以内、柱相互の間隔6m以下
・　柱及びはり材の幅厚比の制限、ブレースの変形能に応じた応力割増し、偏心率の確認、層間変形角の確認 等

② 鉄骨造の構造計算ルート1－2において幅厚比制限の基準を明確化

現行：　柱及びはりが局部座屈によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生じないことを確かめる規定を設けている
改正：　具体的な幅厚比の制限を明確化

③ 薄板軽量形鋼造についての高さ緩和

現行：　高さ13m超又は軒高9m超の薄板軽量形鋼造は高度な構造計算（ルート2以上）が必要
改正：　高さ13m超又は軒高9m超の薄板軽量形鋼造でも高さ16m以下等の条件を満たす場合は簡易な構造計算の適用が可能
（範囲拡大の対象となる規模の建築物には、構造計算ルート1－1を適用）

④ 併用構造の規定の追加

①において範囲拡大の対象となる規模の鉄骨造と木造等の併用構造に関する規定を追加

令和7年4月1日　施行
（令和6年告示955号 新設）

■ボルト接合を適用できる建築物の対象範囲拡大

現行：　軒高9m超の鉄骨造は高力ボルト接合、溶接接合、リベット接合等とする必要がある（ボルト接合の適用は不可）
改正：　軒高9m超の鉄骨造でも高さ16m以下等の条件を満たす場合はボルト接合の適用が可能
（対象）・　鉄骨造の建築物、高さ16m以下 、3階以下、延べ面積500㎡以内 、柱相互の間隔6m以下
・　ボルト孔のずれを含めた層間変形角の確認

建築基準法改正に伴う二級建築士等の業務独占範囲の見直し【建築士法第3条】

国土交通省

現状・改正主旨

○ 「高さ13m又は軒高9m超」の木造建築物等の新築、増改築等を行う場合は、設計等に高度な構造計算が必要であるため、一級建築士でなければ、設計又は工事監理をしてはならないとされている。（簡易な構造計算の対象となる「高さ13m以下かつ軒高9m以下」の建築物は二級建築士も設計等を担えることとしている。）

○ 今般の建築基準法の改正により、3階建て木造建築物のうち、簡易な構造計算によって構造安全性を確かめることが可能な範囲を、現行の「高さ13m以下かつ軒高9m以下」から、「高さ16m以下」に見直すこと等に伴い、簡易な構造計算の対象となる建築物の範囲として定められている二級建築士等の業務範囲について、見直し後の構造計算の区分と整合させる必要。

改正概要

○ 従来は「高さ13m以下かつ軒高9m以下」の建築物について担えることとしていた二級建築士の業務範囲を、「階数が3以下かつ高さ16m以下」の建築物に改正する（※）

※ 一級建築士でなければ設計等をすることのできない木造建築物等の「高さ」について、「地階を除く階数４以上又は高さ16m超」に見直す。

※ 木造建築士の業務範囲についても「階数が２以下かつ高さ16m以下」の木造建築物に見直す。

現行

延べ面積 S（㎡）	高さ≦13m かつ 軒高≦9m					高さ＞13m または 軒高＞9m
	木造			RC造・S造等		
	1階建	2階建	3階建	2階建以下	3階建	
S ≦ 30㎡	建築士でなくても設計等できる			建築士でなくても設計等できる		① 1級建築士でなければ設計等できない
30㎡ ＜ S ≦ 100㎡						
100㎡ ＜ S ≦ 300㎡	③ 1級・2級・木造建築士でなければ設計等できない			② 1級・2級建築士でなければ設計等できない		
300㎡ ＜ S ≦ 500㎡						
500㎡ ＜ S ≦ 1000㎡ 特殊						
1000㎡ ＜ S 特殊	② 1級・2級建築士でなければ設計等できない					

改正

※改正事項：赤字下線部

延べ面積 S（㎡）	高さ≦16m					高さ＞16m または 4階建（地階を除く。）以上
	木造			RC造・S造等		
	1階建	2階建	3階建	2階建以下	3階建	
S ≦ 30㎡	建築士でなくても設計等できる			建築士でなくても設計等できる		① 1級建築士でなければ設計等できない
30㎡ ＜ S ≦ 100㎡						
100㎡ ＜ S ≦ 300㎡	③ 1級・2級・木造建築士でなければ設計等できない			② 1級・2級建築士でなければ設計等できない		
300㎡ ＜ S ≦ 500㎡						
500㎡ ＜ S ≦ 1000㎡ 特殊						
1000㎡ ＜ S 特殊	② 1級・2級建築士でなければ設計等できない					

１．３年目施行の全体像

２．各論

（１）建築確認の見直し

（２）構造関係規定の見直し

（３）省エネ性能の仕様基準等

①省エネ基準適合義務化　制度解説

②仕様基準の解説

・基準の概要

・外皮仕様の確認

・設備仕様の確認

③図書の例・その他（参考情報）

①省エネ基準適合義務化　制度解説

②仕様基準の解説

・基準の概要

・外皮仕様の確認

・設備仕様の確認

③図書の例・その他（参考情報）

住宅・建築物分野の省エネの必要性

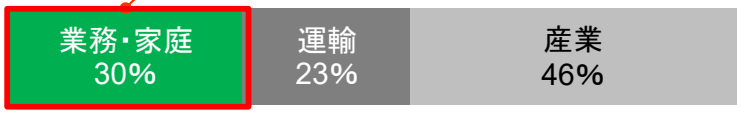
国土交通省

・2050年カーボンニュートラルの実現に向け、我が国のエネルギー消費量の約3割を占める住宅・建築物分野の取組が必要不可欠。

我が国の省エネ関連目標と住宅・建築物分野での目標

＜部門別エネルギー消費の状況＞
我が国の最終エネルギー消費量の約３割は建築物分野。

＜エネルギー消費の割合＞（2019年度）



日本の国際公約

我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。

2020年10月26日菅総理（第203回臨時国会）

2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。

2021年4月10日菅総理（気候サミット）

これらを踏まえて、地球温暖化対策計画並びに国連に提出するNDC及び長期戦略を見直し。

住宅・建築物分野の目標

2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB※基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。

エネルギー基本計画（R3年10月閣議決定）等

2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB※基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。

エネルギー基本計画（R3年10月閣議決定）等

建築物省エネ法を改正し、住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化する。

エネルギー基本計画（R3年10月閣議決定）等

※ZEH・ZEB：Net Zero Energy House/Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス／ビルディング）

改正建築物省エネ法による省エネ対策の加速化

国土交通省

・2022年に**建築物省エネ法の改正**法が公布され、**原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け**るなど、省エネ性能の底上げやより高い省エネ性能への誘導等を措置。

■ 省エネ性能の底上げ

2025年4月～

建築物省エネ法

全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

※ 建築確認の中で、構造安全規制等の適合性審査と一体的に実施
※ 中小工務店や審査側の体制整備等に配慮して十分な準備期間を確保しつつ、2025年度までに施行する

	現行		改正	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000m²以上	適合義務 2017.4～	届出義務	適合義務 2017.4～	適合義務
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務	適合義務 2021.4～	適合義務
小規模 300m²未満	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務

■ より高い省エネ性能への誘導

建築物省エネ法

住宅トップランナー制度の対象拡充（施行済）

【現行】建売戸建、注文戸建
賃貸アパート
⇩
【改正】分譲マンションを追加

省エネ性能表示の推進

2024年4月～

・販売・賃貸の広告等に省エネ性能を表示する方法等を国が告示
・必要に応じ、勧告・公表・命令

（参考）誘導基準の強化［省令・告示改正］
低炭素建築物認定・長期優良住宅認定等
一次エネルギー消費量基準等を強化

	【現行】	【改正】
非住宅	省エネ基準から▲20%	▲30～40%（ZEB水準）
住宅	省エネ基準から▲10%	▲20%（ZEH水準）

■ ストックの省エネ改修

2023年4月～

住宅金融支援機構法

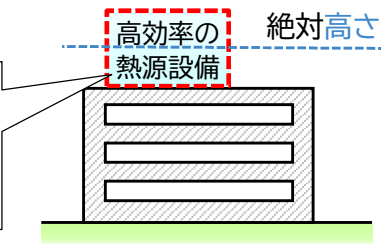
住宅の省エネ改修の低利融資制度の創設（住宅金融支援機構）

○ 対象：自ら居住するための住宅等について、省エネ・再エネに資する所定のリフォームを含む工事
○ 限度額：500万円、返済期間：10年以内、担保・保証：なし

建築基準法

形態規制の合理化（施行済）

高さ制限等を満たさないことが、構造上やむを得ない場合
⇨（市街地環境を害さない範囲で）形態規制の特例許可



■ 再エネ利用設備の導入促進

2024年4月～

建築物省エネ法

促進計画	市町村が、地域の実情に応じて、太陽光発電等の**再エネ利用設備※1の設置を促進する区域※2**を設定

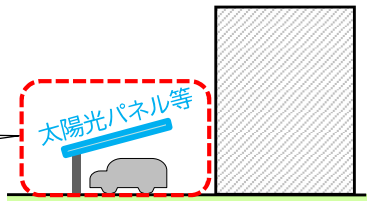
※1 太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用、バイオマス発電　等
※2 区域は、住民の意見を聴いて設定。「行政区全体」や「一定の街区」を想定

再エネ導入効果の説明義務

・建築士から建築主へ、再エネ利用設備の導入効果等を書面で説明
・条例で定める用途・規模の建築物が対象

形態規制の合理化　※新築も対象

促進計画に即して、再エネ利用設備を設置する場合
⇨ 形態規制の特例許可



太陽光パネル等で屋根をかけると建蔽率（建て坪）が増加

義務付けの対象

2025年4月(R7年4月)以降に着工する原則**全ての住宅・建築物**について省エネ基準適合が義務付けられます。

省エネ基準適合義務制度において新たに対象となる建築物

原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。

＜現行制度からの変更点＞

	現行制度	
	非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	届出義務
中規模（300㎡以上）	適合義務	届出義務
小規模（300㎡未満）	説明義務	説明義務

2025年4月以降

改正（2025年4月以降）	
非住宅	住宅
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務

適用除外

以下の建築物については適用除外となります。

① 10㎡以下の新築・増改築

② 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないもの

③ 歴史的建造物、文化財等

④ 応急仮設建築物(建築基準法第85条第1項又は第2項)、仮設建築物(同法第85条第2項)、仮設興行場等(同法第85条第6項又は第7項)

空気調和設備を設ける必要がないものの例

- ✓ 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊
- ✓ 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院等

(例外的適用除外)

- ✓ 適用除外部分と一体的に設置される昇降機

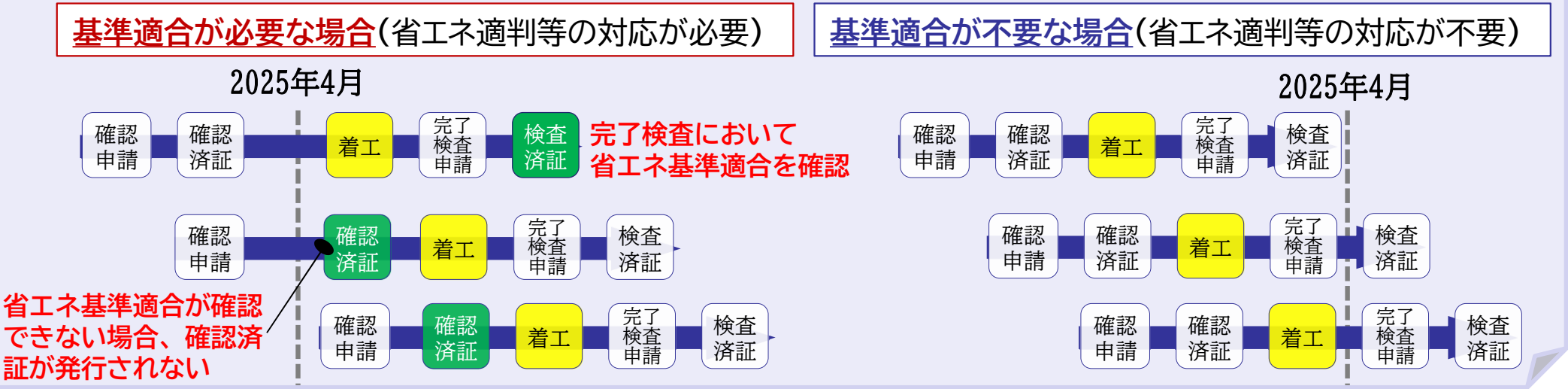
適用開始時期

➢ 省エネ基準適合義務制度は**2025年4月（R7年4月 ）以降**に**工事に着手**するものから適用されます。

基準適合義務制度の適用について

- 省エネ基準適合義務制度は**2025年4月**（R7年4月 ）以降に**工事に着手**するものから適用されます。
- このため、**2025年4月以降に工事着手が見込まれる場合**は、法施行前から**予め省エネ基準に適合した設計としておくことが必要**です。

＜省エネ基準適合義務制度の適用について＞



留意事項

- ✓ 確認申請から確認済証の交付までには**一定の審査期間が必要**です。このため、2025年4月前の着工を予定する場合は、**余裕をもって建築確認申請**をしてください。
- ✓ 2025年4月よりも前に工事着手予定で建築確認の確認済証を受けた場合でも、実際の工事着手が2025年4月以降となった場合は、**完了検査時に省エネ基準への適合確認が必要です**。省エネ基準への適合が確認できない場合、**検査済証が発行されません**ので、**一定の余裕を持って省エネ基準適合義務制度に対応してください**。

国土交通省

省エネ基準への適合方法

- 省エネ基準への適合を確認するためには、**エネルギー消費性能適合性判定を受けることが必要**です。
- なお、**新3号建築物**については、省エネ基準適合義務の対象ではあるが、適合の確認は発生しません(**エネルギー消費性能適合性判定は不要**)。
- ただし、**住宅**については**仕様基準**に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を**評価する場合は**、エネルギー消費性能**適合性判定は不要**です。 *※この場合、建築確認審査と一体的に省エネ基準への適合性を確認*

省エネ性能の評価方法について

① エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)

- ✓ **所管行政庁**※又は国土交通大臣の登録を受けた**建築物エネルギー消費性能判定機関**において判定を受けることができます。
- ✓ 判定を受けた結果、省エネ基準への適合が確認された場合は、適合判定通知書が発行されます。
- ✓ この**適合判定通知書**(又はその写し)を、**建築確認申請を行っている機関等へ提出**してください。

※所管行政庁：建築主事を置く市町村の区域は市町村長、それ以外の区域は都道府県知事

② 仕様基準 (仕様基準は 住宅 に限ります。)

- ✓ 国土交通省では、**仕様基準**(平成28年国土交通省告示第266号(省エネ基準)、令和4年国土交通省告示第1106号(誘導基準))を定め、**省エネ計算を不要とする省エネ基準適合の方法**を示しています。
- ✓ **住宅**について、この**仕様基準に従って建築物の外皮性能基準・一次エネルギー消費量基準への適合を評価する場合**、①の**省エネ適判を受ける必要はありません**※。建築確認において、省エネに係る事項も含めて申請することで、一体的に確認を受けることができます。

※ なお、**住宅性能評価等**の活用により、**省エネ基準適合を確認する場合の手続きの合理化**を図ります。

省エネ基準への適合方法

○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

（建築物エネルギー消費性能適合性判定）

第11条　建築主は、前条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築（建築基準法第６条の４第１項第３号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下この項並びに次条第一項及び第二項において「特定建築行為」という。）であって、同法第６条第１項の規定による確認を要するもの（以下この条において「要確認特定建築行為」という。）をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、要確認特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

２～９　（略）

○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

第２条　法第11条第１項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第12条第２項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、次に掲げる建築行為のいずれかに該当するものとする。

一　住宅（複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「基準省令」という。）第１条第１項第１号に規定する複合建築物をいう。）の住宅部分（同条第２項に規定する住宅部分をいう。）のみの増築又は改築をする場合における当該住宅部分を含む。以下この号において同じ。）の建築であって、当該住宅（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分）を次に掲げる基準のいずれかに適合させるもの

イ　基準省令第１条第１項第２号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅（ロにおいて「気候風土適応住宅」という。）にあっては、同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。）　*仕様基準*

ロ　基準省令第10条第２号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（気候風土適応住宅にあっては、同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。）　*誘導仕様基準*

二～三　（略）

２　（略）

省エネ基準への適合に係る手続き

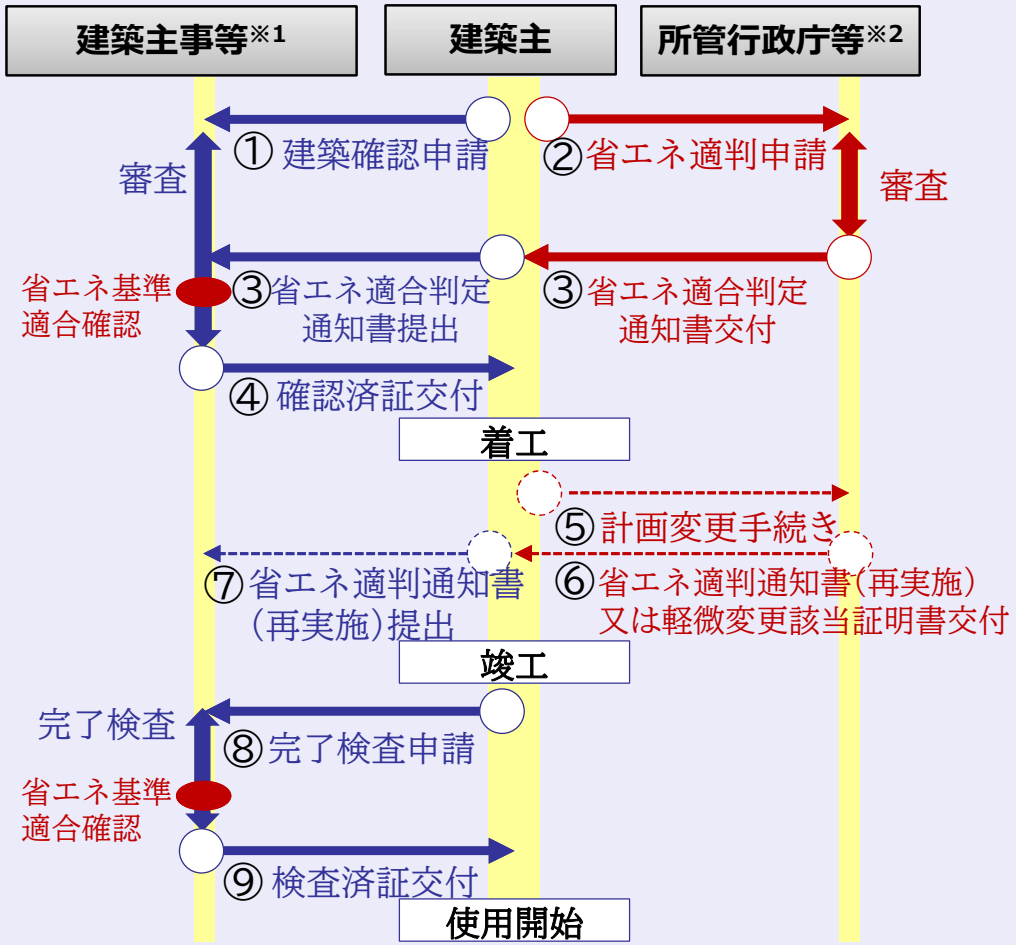
➢ 外皮性能基準と一次エネルギー消費量基準の両方を**仕様基準により評価する場合**、**通常の建築確認の手続きの中で省エネ基準適合を確認**します。

手続きの流れ

省エネ基準への適合確認手続きは、省エネ適判の必要性の有無で変わります。

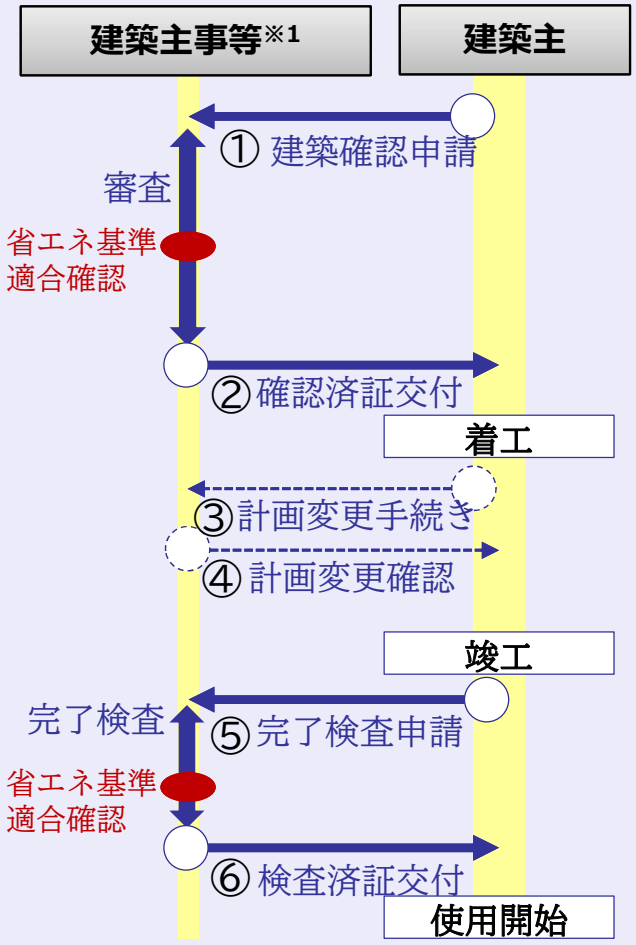
本日の講義対象

省エネ適判が必要な場合



※1　建築主事又は指定確認検査機関
※2　所管行政庁又は登録エネルギー消費性能判定機関

省エネ適判が不要な場合（仕様基準※）



※1　建築主事又は指定確認検査機関

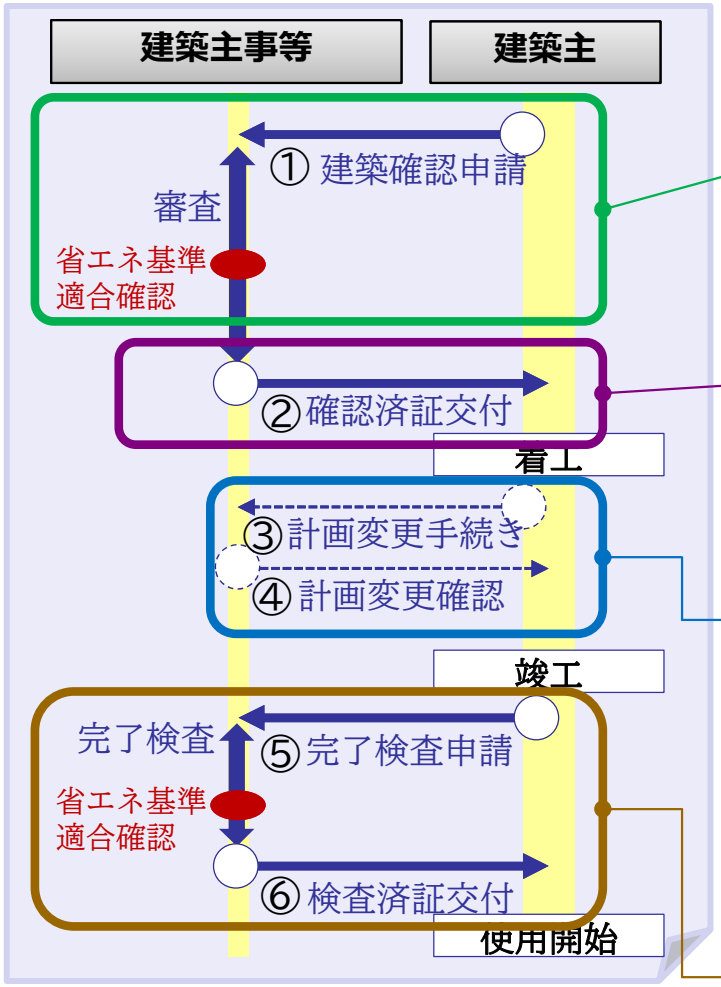
※ **仕様基準により**外皮性能基準及び一次エネルギー消費量基準の**両基準への適合を評価する場合**（外皮性能基準又は一次エネルギー消費量基準のいずれかへの適合のみを仕様基準で評価する場合は省エネ適判が必要です。）

＊ さらに、住宅性能評価等の活用により、省エネ基準適合を確認する場合の手続きの合理化を図ります。

手続き上の留意点

省エネ適判が不要な場合（仕様基準活用を想定）

- 仕様基準により省エネ基準適合を評価する場合、省エネ適判は不要となります。
- この場合、建築確認の審査で省エネ基準への適合を審査します。



① 建築確認申請

申請に必要な図書
- 建築基準施行規則第1条の3に基づく図書
- 設計図書等への記載が必要な項目及び記載する設計図書の例は次頁参照

審査内容の概要
確認申請書および設計図書等から、申請建築物が省エネ基準に適合しているかを審査

② 確認済証交付

- 通常の建築確認と同じ

③④ 計画変更

✓ 省エネ基準適合の評価にあたり「仕様基準」ではない方法による評価するよう変更する場合は、省エネ適判を受けてください。省エネ適判後は、省エネ適判が必要な場合の手続きに従ってください。

✓ 「仕様基準」の範囲内の変更の場合は、建築確認における変更手続きに従ってください。

⑤ 完了検査申請　⑥検査済証交付

✓ 基本的には、通常の建築確認の手続きと同じです。

必要書類

✓ 設計内容説明書
✓ 各種図面
✓ 機器表等
✓ 省エネ工事監理報告書

設計図書に記載が必要な項目と記載する設計図書

国土交通省

省エネ適判が不要な場合（仕様基準活用を想定）

- 仕様基準により省エネ性能適合を評価する場合、建築確認申請に添える**設計図書に仕様基準関連の項目を記載することが必要**です。

種別	記載項目	記載する設計図書の例
外皮	仕様基準の対象部位	平面図、断面図
	建築物の種類（建て方）	平面図
	部位の構造及び工法	平面図、断面図
	断熱材の施工法	平面図、断面図
	部位の熱貫流率	平面図、断面図、熱貫流率計算書
	部位の断熱材の熱抵抗値	仕様書、平面図、断面図
	開口部の熱貫流率	仕様書、平面図
	窓の日射熱取得率	仕様書、平面図
	ガラスの日射熱取得率	仕様書、平面図
	付属部材の有無	平面図、断面図
	ひさし、軒等の有無	断面図、立面図

種別	記載項目	記載する設計図書の例
暖房設備	暖房方式	仕様書、平面図
	暖房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
冷房設備	冷房方式	仕様書、平面図
	冷房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
換気設備	比消費電力	仕様書
	換気方式	仕様書、平面図
	ダクトの内径	仕様書、平面図
	電動機の仕様	仕様書
照明設備	非居室の照明設備の種類	仕様書、平面図
給湯設備	給湯機の種類	仕様書、平面図
	給湯機の効率等	仕様書

各手続きの必要図書（まとめ）

国土交通省

省エネ適判が必要な場合

省エネ適判が不要な場合（仕様基準活用を想定）

- 省エネ適判を受けている場合は、省エネ適判機関から発行される省エネ適判通知書が建築確認申請を行っている建築主事等に提出される。
- 仕様基準により省エネ性能を評価している場合は、外皮の仕様や省エネに係る設備機器等の情報を記載した設計図書が建築確認申請図書に含まれる。

必要図書の整理（省エネ関係）

●：申請時に提出
○：必ずしも申請時の提出は不要

	省エネ適判を受ける場合			省エネ適判を受けない場合	
	省エネ適判	確認申請	完了検査	確認申請	完了検査
省エネ適判通知書 ※省エネ適判機関が発行		○※	●		
計画書（書式）　注：建築物エネルギー消費性能確保計画	●	○※	●		
設計内容説明書	●		●	●	●
各種図面	●		●	●	●
各種計算書	●		●		
機器表等	●		●	●	●
省エネ工事監理報告書			●		●
納入仕様書・品質証明書・施工記録書等			●（現場備付）		●（現場備付）

①省エネ基準適合義務化　制度解説

②仕様基準の解説

・基準の概要

・外皮仕様の確認

・設備仕様の確認

③図書の例・その他（参考情報）

【基準省令第1条～第7条・第10条～第16条】

非住宅 住宅

国土交通省

（１）基準の概要：省エネルギー基準とは

➢ 省エネ基準適合に当たっては、**住宅**の場合は**外皮性能基準**と**一次エネルギー消費量基準**、**非住宅**の場合は**一次エネルギー消費量基準**に、それぞれに適合する必要があります。

省エネ基準について

省エネ基準は、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号）」（基準省令）により規定されています。

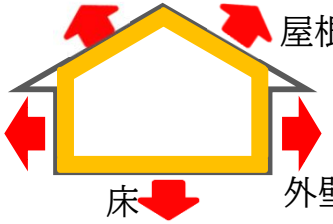
住宅：外皮性能基準＋一次エネルギー消費量基準　非住宅：一次エネルギー消費量基準

外皮性能基準　住宅

外皮（外壁、窓等）の表面積当たりの熱の損失量（外皮平均熱貫流率等）が基準値以下となること。

※「外皮平均熱貫流率」＝外皮総熱損失量／外皮総面積

＜外皮を通した熱損失のイメージ＞



一次エネルギー消費量基準　住宅　非住宅

右記の設備機器等における一次エネルギー消費量（太陽光発電設備等による創エネ量（自家利用分）は控除）が基準値以下となること。

＜一次エネルギー消費量の算定対象となる設備機器等＞

空気調和設備（暖冷房設備）　換気設備
照明設備　給湯設備　昇降機（非住宅のみ）

（参考）省エネ性能向上のための取組例



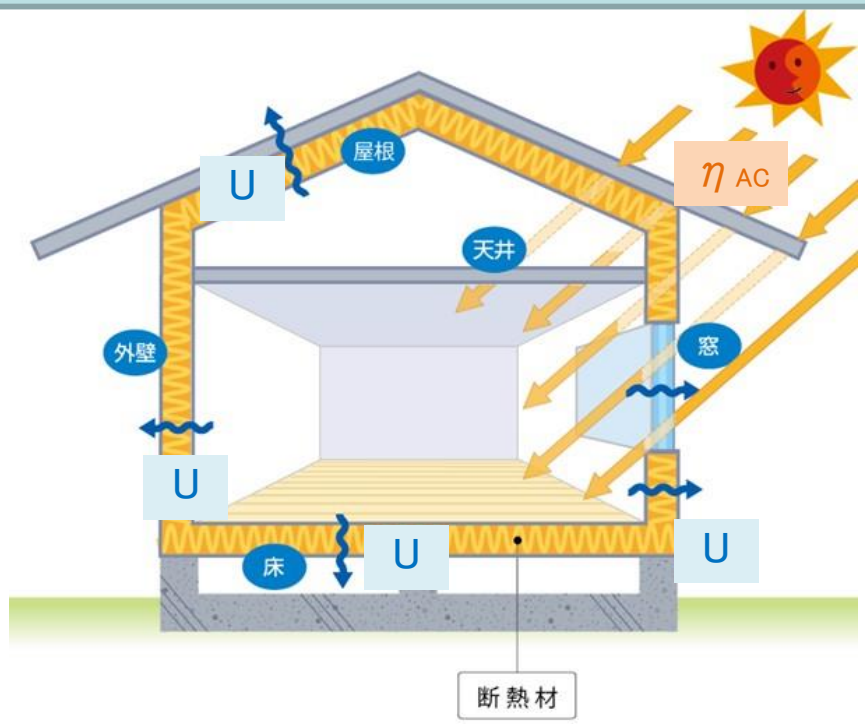
【基準省令第1条第1項第2号イ】

（１）基準の概要：住宅の外皮性能基準（U_A値、η_{AC}値）

非住宅 住宅

国土交通省

- 住宅の**外皮性能は、U_A値**（ユー・エー値）と**η_{AC}値**（イータ・エーシー値）により構成され、いずれも、地域区分別に規定されている**基準値以下**となることが必要です。
- **外皮性能**は、**（一社）住宅性能評価・表示協会のHP**で公開されている**計算シート**で算出できます。



外皮平均熱貫流率（U_A）

- ✓ **室内と外気の熱の出入りのしやすさの指標**
- ✓ 建物内外温度差を１度としたときに、建物内部から外界へ逃げる単位時間当たりの熱量※を、外皮面積で除したもの　※換気による熱損失は除く
- ✓ **値が小さいほど熱が出入りしにくく、断熱性能が高い**

$$U_A\ (W/m^2\cdot K) = \frac{\text{単位温度差当たりの外皮総熱損失量}}{\text{外皮総面積}}$$

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率の基準値：U_A [W/(m²·K)]	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—

冷房期の平均日射熱取得率（η_{AC}）

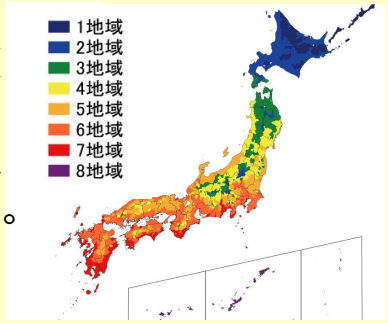
- ✓ **太陽日射の室内への入りやすさの指標**
- ✓ 単位日射強度当たりの日射により建物内部で取得する熱量を冷房期間で平均し、外皮面積で除したもの
- ✓ **値が小さいほど**日射が入りにくく、**遮蔽性能が高い**

$$\eta_{AC} = \frac{\text{単位日射強度当たりの総日射熱取得量}}{\text{外皮総面積}} \times 100$$

地域区分	1～4	5	6	7	8
冷房期の平均日射熱取得率の基準値：η_{AC} [－]	—	3.0	2.8	2.7	6.7

（参考）地域区分について

- 省エネルギー基準は、各地域の外気温傾向や使用されている設備機器等の実態を踏まえ、８の地域区分毎に基準値を設定。
- 地域区分は、原則として市町村単位で設定。



（１）基準の概要：外皮のうち断熱構造としなくて良い部分

国土交通省

対象外

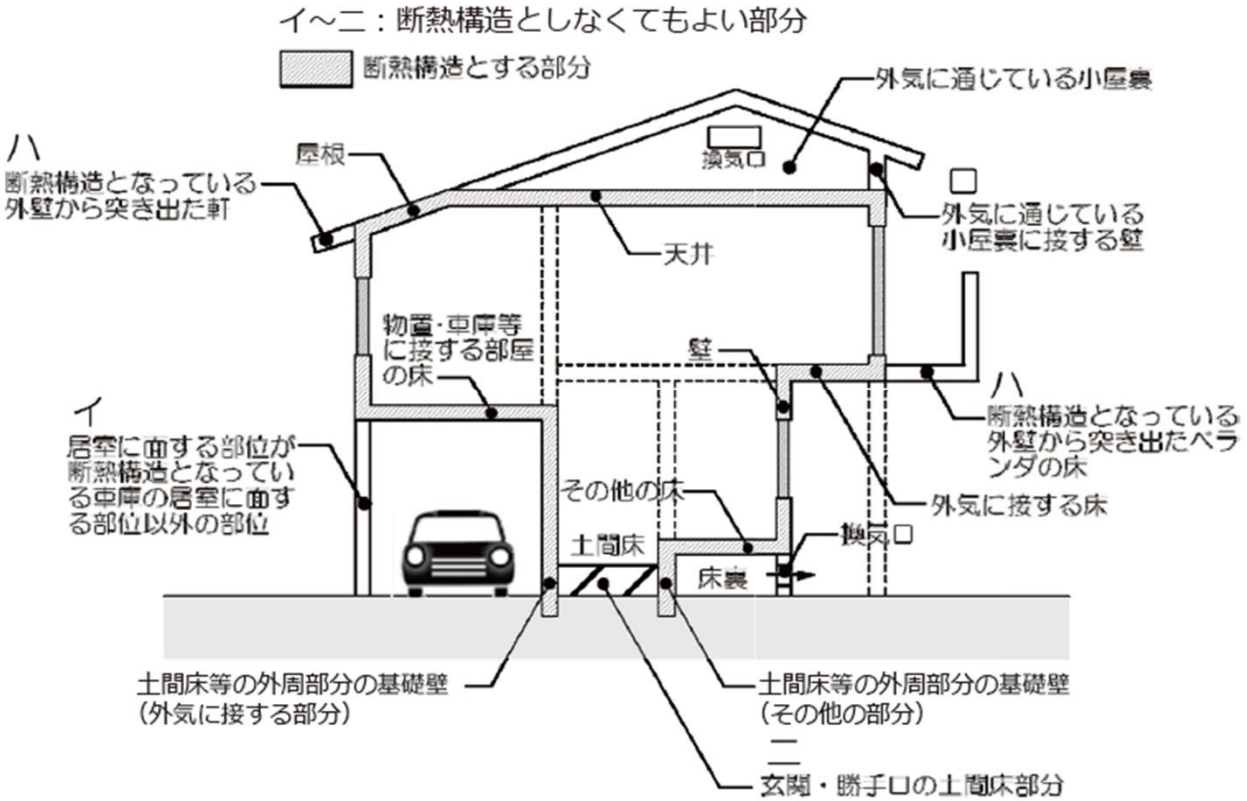
イ．居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同様の空間の居室に面する部位以外の部位

ロ．外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁

ハ．断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダ

ニ．玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分

ホ．断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分



【基準省令第1条第1号･第2号ロ･第3号ロ(1)、第2条～第7条】

(1)基準の概要:一次エネルギー消費性能の基準(BEI値)

非住宅 住宅

国土交通省

- 建築物の**一次エネルギー消費性能はBEI値**(ビーイーアイ値)により判定され**1.0以下**となることが必要です。
- 算出に当たっては、**建築研究所のHP**で公開されている**Webプログラム**を活用してください。

一次エネルギー消費性能(BEI値)

BEIの算定方法等は基準省令において規定されています。

BEI: 実際に建てる建築物の設計一次エネルギー消費量を、地域や建物用途、室使用条件などにより定められている基準一次エネルギー消費量で除した値

$$BEI = \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}^{注}}{\text{基準一次エネルギー消費量}^{注}} \leqq 1.0^{※}$$

注: 事務機器等／家電等エネルギー消費量(通称:「その他一次エネルギー消費量」)は除く

※ 大規模な非住宅建築物は2024年4月に以下に基準を引上げ

工場等: BEI ≦ 0.75
事務所等、学校等、ホテル等、百貨店等: BEI≦0.80
病院等、飲食店等、集会所等: BEI≦0.85

基準一次エネルギー消費量

標準的な仕様を採用した場合のエネルギー消費量

- 空調／暖冷房エネルギー消費量
- ＋ 換気エネルギー消費量
- ＋ 照明エネルギー消費量
- ＋ 給湯エネルギー消費量
- ＋ 昇降機エネルギー消費量(非住宅のみ)
- ＋ 事務機器等／家電等エネルギー消費量
- ＝ 基準一次エネルギー消費量

設計一次エネルギー消費量

省エネ手法(省エネ建材･設備等の採用)を考慮したエネルギー消費量

- 空調／暖冷房エネルギー消費量
- ＋ 換気エネルギー消費量
- ＋ 照明エネルギー消費量
- ＋ 給湯エネルギー消費量
- ＋ 昇降機エネルギー消費量(非住宅のみ)
- ＋ 事務機器等／家電等エネルギー消費量
- － エネルギー利用効率化設備※1によるエネルギー削減量※2
- ＝ 設計一次エネルギー消費量

※1 太陽光発電設備の設置、コージェネレーション設備の設置 等

※2 自家消費分に限る

（１）基準の概要：省エネ基準に基づく評価方法の概要

非住宅 住宅

国土交通省

- 住宅の省エネ性能のうち、外皮性能基準は外皮計算又は断熱材等の仕様により、一次エネルギー消費量基準はWebプログラム又は導入する設備の仕様により評価できます。
- 2023年10月より外皮性能は仕様基準※で、一次エネルギー消費量は計算※でそれぞれ評価（仕様・計算併用）が可能となりました。

※逆の組合せも可能

- 外皮基準・一次エネルギー消費量基準の両方を仕様基準で評価する場合、省エネ適判は不要です。

評価方法		標準計算	仕様・計算併用	仕様基準
特徴		パソコン等で行う精緻な評価方法	外皮性能を仕様基準※、一次エネルギー消費量を計算※で評価 ※逆の組合せも可能	仕様で判断する評価方法
外皮性能	計算ツール	外皮計算用Excel等	—	—
	部位毎の面積・長さ	計算する	計算しない （計算する方法も有）	
	部位毎の外皮性能	各部材の熱伝導率等より部位の外皮性能を計算	仕様基準への適合確認	
一次エネ性能	計算ツール	Webプログラム（住宅版）		—
	設備毎の性能・仕様	設置する各設備の性能・仕様を入力 or 設備設置の有無と設備の種類を入力		仕様基準への適合確認
	太陽光発電設備等	設備の性能・仕様を入力可能		—

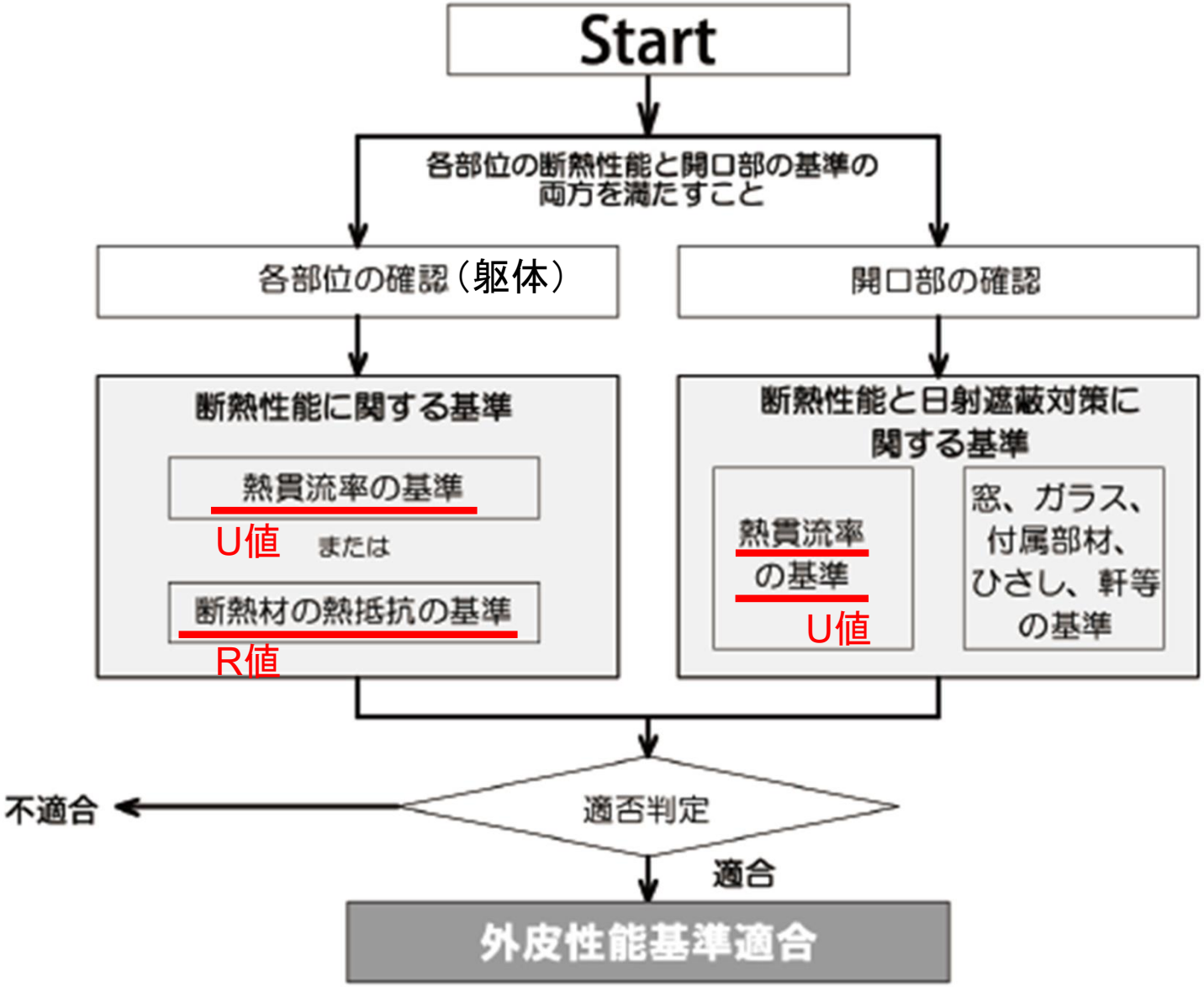
本日の講義対象

2023年10月開設

精緻 作業量多 ⟷ おおまか 作業量少

（２）外皮仕様の確認：フロー

【外皮仕様の確認フロー】



注） 外皮の躯体の仕様に関する基準値は、地域区分・構造種別・工法により異なります。
開口部に関する基準値は、地域区分により異なります。

（２）外皮仕様の確認　①開口部以外の確認のポイント

屋根・天井、壁、床、基礎壁の断熱性能について基準値を満たすか確認します。
（同一部位に複数の断熱仕様がある場合は、断熱性能が低いものを確認し、全ての仕様が基準適合しているか確認します。）

※以下、仕様基準ガイドブックより抜粋

1 省エネ仕様 断熱材の熱抵抗R

充填断熱工法 軸組構法

確認する基準は、断熱材の熱抵抗Rです。部位ごとに熱抵抗R　を確認してください。
1つの部位に複数の仕様がある場合は、全ての仕様について　確認し、性能が低い仕様（熱抵抗Rが小さい方）を記入してください。

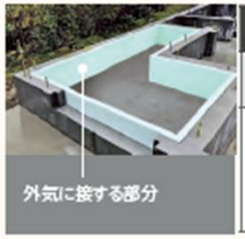
① 充填断熱工法 軸組構法



屋根		R ≧ 4.6
仕様例 高性能グラスウール16K	90+90 mm	R = 4.8
仕様例 押出法ポリスチレンフォーム3種bA	65+65 mm	R = 4.6
製品名（又は断熱材の種類）	厚さ mm	R



壁		R ≧ 2.2
仕様例 高性能グラスウール14K、又は16K	85mm 以上	R = 2.2以上
仕様例 ロックウール	90mm 以上	R = 2.2以上
製品名（又は断熱材の種類）	厚さ mm	R

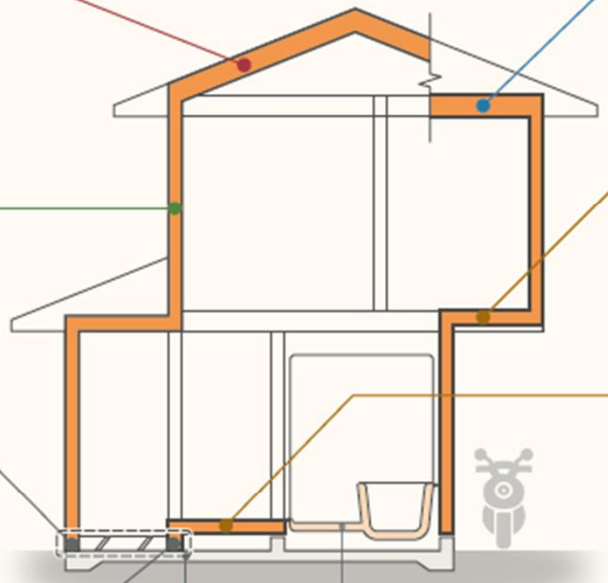


土間床等の外周部分の 基礎壁（外気に接する部分）		R ≧ 1.7
仕様例 押出法ポリスチレンフォーム3種bA	50 mm	R = 1.8
仕様例 硬質ウレタンフォーム（ボード状）2種2号D	40 mm	R = 1.8
製品名（又は断熱材の種類）	厚さ mm	R



土間床等の外周部分の 基礎壁（その他の部分）		R ≧ 0.5
仕様例 押出法ポリスチレンフォーム3種bA	20 mm	R = 0.7
仕様例 硬質ウレタンフォーム（ボード状）2種2号D	25 mm	R = 1.1
製品名（又は断熱材の種類）	厚さ mm	R

当該住宅の仕様を記入



玄関、勝手口等の土間床部分の断熱については、省略することができます。

断熱されているバスユニットの床は、床（その他の部分）の適否確認を除外できます。

○1つの部位で複数の断熱工法を採用する場合は、それぞれの工法ごとに基準値を満たす必要があります。
○1つの部位で断熱材を複層化した場合は、それぞれの熱抵抗の値を合計することができます。

天井		R ≧ 4.0
仕様例 高性能グラスウール14K、又は16K	155 mm	R = 4.1
仕様例 ロックウール	155 mm	R = 4.1
製品名（又は断熱材の種類）	厚さ mm	R



床（外気に接する部分）		R ≧ 3.3
仕様例 押出法ポリスチレンフォーム3種bA	100 mm	R = 3.6
仕様例 フェノールフォーム1種2号C、又はD	66（C）、又は 63（D） mm	R = 3.3
製品名（又は断熱材の種類）	厚さ mm	R



床（その他の部分）		R ≧ 2.2
仕様例 押出法ポリスチレンフォーム3種bA	65 mm	R = 2.3
仕様例 フェノールフォーム1種2号C、又はD	45 mm	R = 2.3
製品名（又は断熱材の種類）	厚さ mm	R



➡「断熱材の種類」は P.20 を参照
➡「熱抵抗 R」は P.19 を参照
➡「その他の部分」は P.24 を参照

（２）外皮仕様の確認　①開口部以外の熱貫流率（U値）の確認

例）木造軸組工法・枠組壁工法（共通）

表 3.3.6 **【木造軸組構法】【枠組壁工法】外皮の熱貫流率の仕様基準** ［W/(㎡・K)］

部位		断熱材の施工法	地域の区分							
			1	2	3	4	5	6	7	8
屋根又は天井		—	0.17		0.24					0.99
壁			0.35		0.53					—
床	外気に接する部分		0.24			0.34				—
	その他の部分		0.34			0.48				—
土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	0.27			0.52				—
	その他の部分		0.71			1.38				—

設計値が基準値以下であることを確認

（２）外皮仕様の確認　①開口部以外の熱抵抗値（R値）の確認

例）木造軸組工法

表 3.3.1【木造軸組構法】断熱材の熱抵抗の仕様基準［㎡・K/W］

断熱材の施工法	部位		地域の区分							
			1	2	3	4	5	6	7	8
充填断熱	屋根又は天井	屋根	6.6		4.6					0.96
		天井	5.7		4.0					0.78
	壁		3.3		2.2					—
	床	外気に接する部分	5.2			3.3				—
		その他の部分	3.3			2.2				—
外張断熱又は内張断熱	屋根又は天井		5.7		4.0					0.78
	壁		2.9		1.7					—
	床	外気に接する部分	3.8			2.5				—
		その他の部分	—			—				—
内断熱、外断熱又は両面断熱	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	3.5			1.7				—
		その他の部分	1.2			0.5				—

設計値が基準値以上であることを確認

（２）外皮仕様の確認　①開口部以外の仕様の根拠

国土交通省

U値（熱貫流率）
・各部位の層構成を踏まえて、部材の厚みと熱伝導率から算出されます。
・各部材の熱伝導率は、技術情報（建築研究所HP）が根拠資料となります。

R値（熱抵抗値）
・断熱材の厚みと熱伝導率から算出されます。
・断熱材の熱伝導率は、メーカーのカタログや断建協のHPが根拠資料となります。

4）熱貫流率 U の計算例

図 2.2.3.2 の外壁（断熱部）の熱貫流率を求めると、表 2.2.3.3 のようになります。

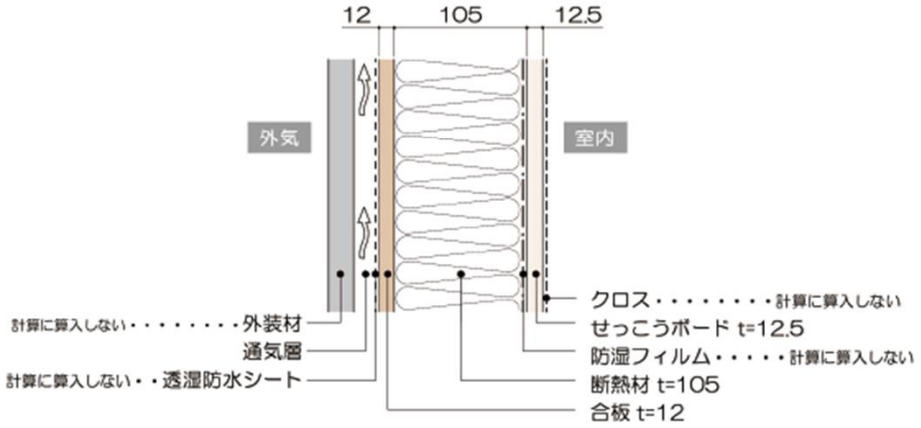


図 2.2.3.2 外壁の断面構成

表 2.2.3.3 外壁の熱貫流率

材料	厚さ d [m]	熱伝導率 λ [W/(m·K)]	熱抵抗 $R=d/\lambda$ [㎡·K/W]
外気側の表面熱伝達抵抗（通気層） R_o	—	—	0.11
合板	0.012	0.16	0.075
グラスウール断熱材 HG16-38	0.105	0.038	2.763
せっこうボード GB-R（横架材まで張り上げる）	0.0125	0.221	0.057
室内側の表面熱伝達抵抗 R_i	—	—	0.11
		熱貫流抵抗 R_t =	3.115
		熱貫流率 $U=1/R_t$ =	0.321 [W/(㎡·K)]

式1

$$\text{各層の熱抵抗}R\ [\text{㎡·K/W}] = \frac{\text{材料の厚さ}d\ [\text{m}]}{\text{材料の熱伝導率}\lambda\ [\text{W/(m·K)}]}$$

ですので、

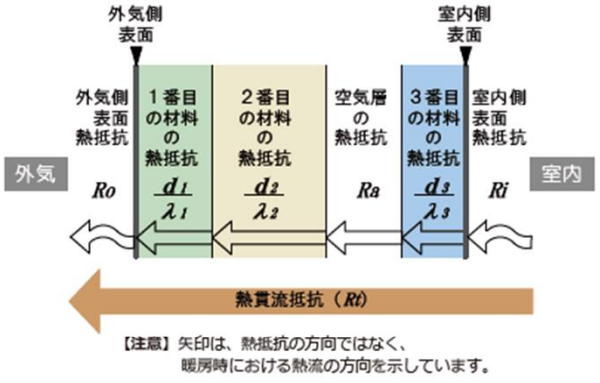
熱貫流率Uは、下式により求めます。

式2

$$\text{熱貫流率}U\ [\text{W/(㎡·K)}] = \frac{1}{\text{熱貫流抵抗}R_t\ [\text{㎡·K/W}]}$$

$$= \frac{1}{R_0+\frac{d_1}{\lambda_1}+\frac{d_2}{\lambda_2}+\frac{d_3}{\lambda_3}+\cdots+R_a+R_i}$$

R ：各層の熱抵抗 [㎡·K/W]
d ：材料の厚さ [m]
λ ：材料の熱伝導率 [W/(m·K)]
U ：熱貫流率 [W/(㎡·K)]
R_t ：部位の熱貫流抵抗 [㎡·K/W]
R_o : 外気側の表面熱伝達抵抗 [㎡·K/W]
R_i : 室内側の表面熱伝達抵抗 [㎡·K/W]
R_a : 空気層の熱抵抗 [㎡·K/W]



【注意】矢印は、熱抵抗の方向ではなく、暖房時における熱流の方向を示しています。

注） U値やR値が計算されたものであれば、計算の確からしさを確認する必要があります。

（２）外皮仕様の確認　②開口部の確認のポイント

国土交通省

全ての窓・ドアについて基準値を満たすか確認します。

※以下、仕様基準ガイドブックより抜粋

2 省エネ仕様 開口部（窓、ドア）の熱貫流率Uと日射遮蔽対策

確認する基準は、開口部の熱貫流率Ｕと日射遮蔽対策（5～7地域のみ）についてです。熱貫流率については、窓は建具とガラスの組合せ、ドアは枠と戸の組合せに基づく熱貫流率Ｕを確認してください。日射遮蔽対策については、窓の日射熱取得率η（イータ）を確認してください。仕様が複数ある場合は、全ての仕様について確認し、熱貫流率Ｕについては性能が低い仕様（熱貫流率Ｕが大きい方）、日射遮蔽対策については窓の日射熱取得率η（イータ）が大きい仕様を記入してください。

5～7地域

赤文字が日射遮蔽対策を示しています。

窓　U≦4.7 ＋ 日射遮蔽対策

有効なひさし、軒等がある所に設置する窓

仕様例	【建　具】金属製建具 【ガラス】二層複層ガラスA6	U＝4.7
製品名（又は建具とガラスの種類）		U

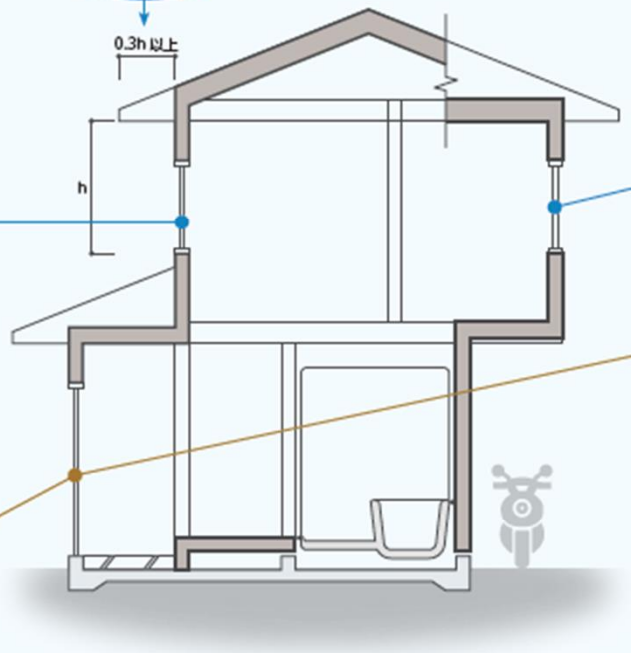
有効なひさし、軒等がない所に設置する窓
窓の日射熱取得率η≦0.59

仕様例	【建　具】金属製建具 【ガラス】Low-E 二層複層ガラスA6 日射取得型 又は 日射遮蔽型	U＝4.1	窓の η=0.51（日射取得型） η=0.32（日射遮蔽型）
製品名（又は建具とガラスの種類）		U	η

ドア　U≦4.7

仕様例	【枠】金属製 【戸】金属製フラッシュ構造　二層複層ガラス	U＝2.9
製品名（又は枠と戸の種類）		U

有効なひさし、軒等とは外壁からの出寸法が、その下端から窓下端までの高さ（h）の0.3倍以上のものをいいます。



4地域

4地域には、日射遮蔽対策の基準はありません。

窓　U≦3.5

仕様例	【建　具】金属製建具 【ガラス】Low-E 二層複層ガラスA9	U＝3.5
	【建　具】アルミ樹脂複合材料製建具 【ガラス】二層複層ガラスA11	U＝3.5
製品名（又は建具とガラスの種類）		U

ドア　U≦3.5

仕様例	【枠】金属製 【戸】金属製フラッシュ構造　二層複層ガラス	U＝2.9
製品名（又は枠と戸の種類）		U

➡「熱貫流率U」は P.19 を参照
➡「日射熱取得率η（イータ）」は P.19 を参照
➡「ガラスの中空層」は P.21 を参照
➡「Low-E 二層複層ガラス」は P.21 を参照
➡「窓、ドアの種類と性能」は P.21～22 を参照

開口部の熱貫流率 U［W/(㎡･K)］

◉開口部の熱貫流率の表記
Web やカタログ等では、小数点第2位まで表示（例えば 2.33 等）となっている場合がありますが、小数点第2位を四捨五入した値（例えば 2.33→2.3 等）に、読み替えても差し支えありません。
詳しくは、左記のホームページをご確認ください。

商品名	対象窓種	ガラスの仕様 構成	中空層	スペーサー	ガラス中央部の熱貫流率［W/(㎡･K)］	開口部の熱貫流率［W/(㎡･K)］

（２）外皮仕様の確認　②開口部の熱貫流率（U値）、日射遮蔽対策の確認

表 3.4.1 開口部の仕様基準

	地域の区分					
	1～3	4	5	6	7	8
熱貫流率 [W/(㎡・K)]	2.3	3.5	4.7			―
日射遮蔽対策	―		次のイからニまでのいずれかに該当するもの イ　開口部の日射熱取得率が 0.59 以下であるもの ロ　ガラスの日射熱取得率が 0.73 以下であるもの ハ　付属部材を設けるもの ニ　ひさし、軒等を設けるもの			次のイからニまでのいずれかに該当するもの イ　開口部の日射熱取得率が 0.53 以下であるもの ロ　ガラスの日射熱取得率が 0.66 以下であるもの ハ　付属部材を設けるもの ニ　ひさし、軒等を設けるもの

設計値が基準値以下であることを確認

（２）外皮仕様の確認　②開口部の仕様の根拠

U値（熱貫流率）

・断熱建材協議会のHPや、各メーカーのカタログ（自己適合書）が根拠資料となります。

断熱建材協議会のホームページの「部位別熱貫流率表」に、一般社団法人日本サッシ協会作成の「建具とガラスの組合せによる開口部（窓・ドア）の熱貫流率表」が掲載されています。表 2.2.5.2 ～表 2.2.5.4 はそれを引用したものです。

https://dankenkyou.com/buibetsuhyou.html



図 2.2.5.1 断熱建材協議会ホームページの画面

表 2.2.5.2：大部分が透明材料で構成されている開口部（窓等）
大部分が透明材料で構成されている框ドア、引戸も含まれます。

表 2.2.5.3：大部分が不透明材料で構成されている開口部（ドア等）（２ロック、堀込み錠、ポストなし）
欄間付のドア、袖付のドア、欄間付の引戸、袖付の引戸には適用できません。

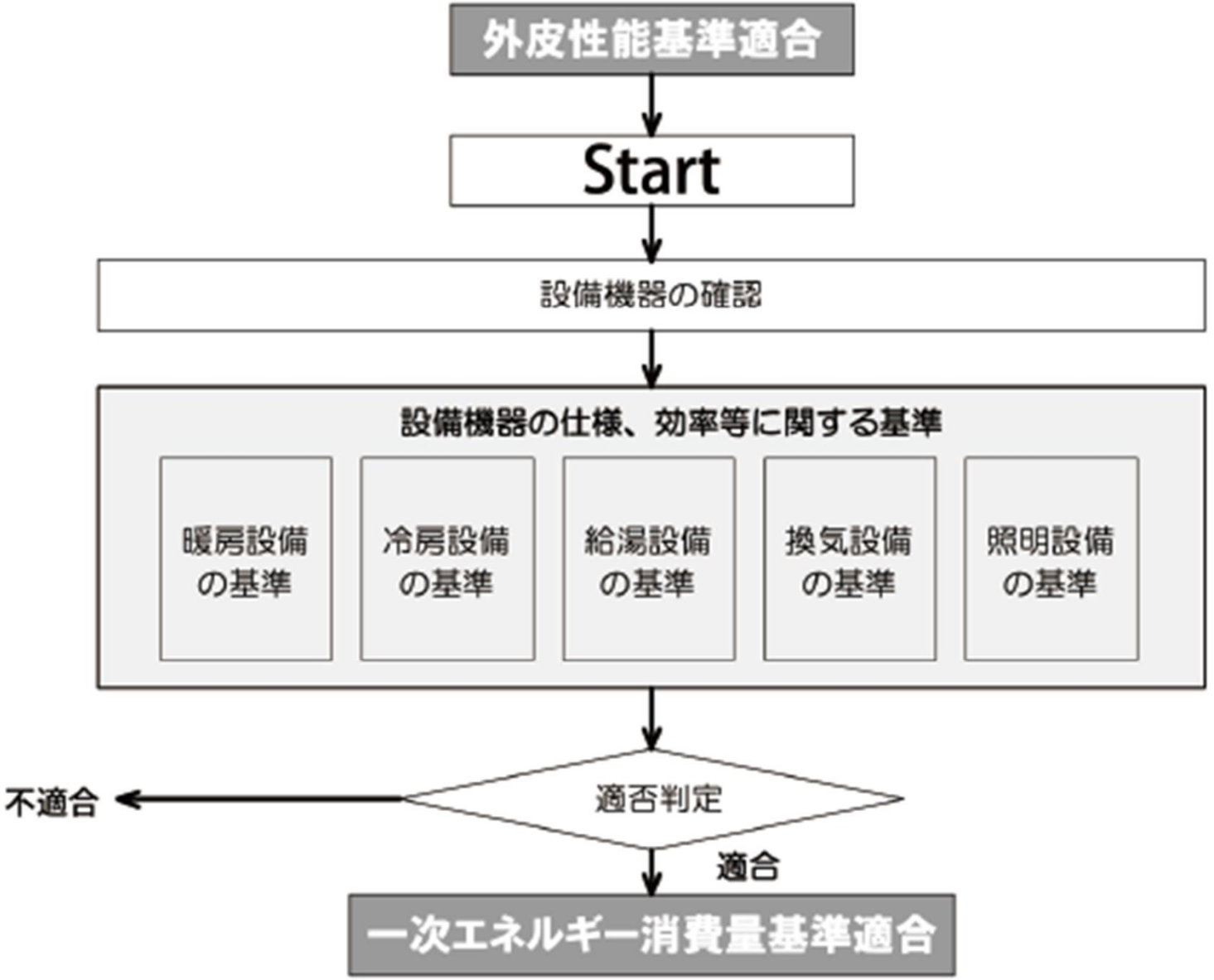
表 2.2.5.4：大部分が不透明材料で構成されている開口部（ドア等）（２ロック、堀込み錠、ポストあり）
欄間付のドア、袖付のドア、欄間付の引戸、袖付の引戸には適用できません。

表 2.2.5.2 大部分が透明材料で構成されている開口部（窓等）の熱貫流率

建具の仕様	ガラスの仕様		中空層の仕様		開口部の熱貫流率 [W/(㎡・K)] *2			
			ガスの封入 *1	中空層の厚さ	付属部材無し	シャッター・雨戸付	紙障子付	風除室あり
樹脂製建具又は木製建具	三層複層ガラス	Low-Eガラス２枚	されている	13 ㎜以上	1.60	1.49	1.43	1.38
				10 ㎜以上 13 ㎜未満	1.70	1.58	1.51	1.46
				7 ㎜以上 10 ㎜未満	1.90	1.75	1.66	1.60
				7 ㎜未満	2.15	1.96	1.86	1.77
			されていない	13 ㎜以上	1.70	1.58	1.51	1.46
				9 ㎜以上 13 ㎜未満	1.90	1.75	1.66	1.60
				7 ㎜以上 9 ㎜未満	2.15	1.96	1.86	1.77
				7 ㎜未満	2.33	2.11	1.99	1.89
		Low-Eガラス１枚	されている	10 ㎜以上	1.90	1.75	1.66	1.60
				10 ㎜未満	2.15	1.96	1.86	1.77
			されていない	13 ㎜以上	1.90	1.75	1.66	1.60
				9 ㎜以上 13 ㎜未満	2.15	1.96	1.86	1.77
				7 ㎜以上 9 ㎜未満	2.33	2.11	1.99	1.89
				7 ㎜未満	2.91	2.59	2.41	2.26
		一般ガラス	されていない	12 ㎜以上	2.33	2.11	1.99	1.89
				12 ㎜未満	2.91	2.59	2.41	2.26
	二層複層ガラス	Low-Eガラス	されている	10 ㎜以上	2.15	1.96	1.86	1.77
				8 ㎜以上 10 ㎜未満	2.33	2.11	1.99	1.89
				8 ㎜未満	2.91	2.59	2.41	2.26
			されていない	14 ㎜以上	2.15	1.96	1.86	1.77
				11 ㎜以上 14 ㎜未満	2.33	2.11	1.99	1.89
				11 ㎜未満	2.91	2.59	2.41	2.26
		一般ガラス	されていない	13 ㎜以上	2.91	2.59	2.41	2.26
				13 ㎜未満	3.49	3.04	2.82	2.59
	単板ガラス	－	－	－	6.51	5.23	4.76	3.95
樹脂（又は木）と金属の複合材料製建具	三層複層ガラス	Low-Eガラス２枚	されている	12 ㎜以上	1.90	1.75	1.66	1.60
				8 ㎜以上 12 ㎜未満	2.15	1.96	1.86	1.77
				8 ㎜未満	2.33	2.11	1.99	1.89
			されていない	16 ㎜以上	1.90	1.75	1.66	1.60
				10 ㎜以上 16 ㎜未満	2.15	1.96	1.86	1.77
				8 ㎜以上 10 ㎜未満	2.33	2.11	1.99	1.89
				8 ㎜未満	2.91	2.59	2.41	2.26
		Low-Eガラス１枚	されている	12 ㎜以上	2.15	1.96	1.86	1.77
				9 ㎜以上 12 ㎜未満	2.33	2.11	1.99	1.89
				9 ㎜未満	2.91	2.59	2.41	2.26
			されていない	16 ㎜以上	2.15	1.96	1.86	1.77
				12 ㎜以上 16 ㎜未満	2.33	2.11	1.99	1.89
				12 ㎜未満	2.91	2.59	2.41	2.26
		一般ガラス	されていない	7 ㎜以上	2.91	2.59	2.41	2.26
				7 ㎜未満	3.49	3.04	2.82	2.59
	二層複層ガラス	Low-Eガラス	されている	14 ㎜以上	2.33	2.11	1.99	1.89
				14 ㎜未満	2.91	2.59	2.41	2.26
			されていない	9 ㎜以上	2.91	2.59	2.41	2.26
				9 ㎜未満	3.49	3.04	2.82	2.59
		一般ガラス	されていない	11 ㎜以上	3.49	3.04	2.82	2.59
				11 ㎜未満	4.07	3.49	3.21	2.90
	単板ガラス	－	－	－	6.51	5.23	4.76	3.95
その他・金属製建具・金属製熱遮断構造建具等	二層複層ガラス	Low-Eガラス	されている	10 ㎜以上	2.91	2.59	2.41	2.26
				10 ㎜未満	3.49	3.04	2.82	2.59
			されていない	14 ㎜以上	2.91	2.59	2.41	2.26
				7 ㎜以上 14 ㎜未満	3.49	3.04	2.82	2.59
				7 ㎜未満	4.07	3.49	3.21	2.90
		一般ガラス	されていない	8 ㎜以上	4.07	3.49	3.21	2.90
				8 ㎜未満	4.65	3.92	3.60	3.18
	単板ガラス	－	－	－	6.51	5.23	4.76	3.95

（３）設備仕様の確認：フロー

【設備仕様の確認フロー】



注） 暖房・冷房・給湯の基準仕様は、地域区分により異なります。

（３）設備仕様の確認：確認のポイント

・暖房、冷房、換気、給湯、照明それぞれの設備機器を確認します。
（設備種別ごとに機器が複数ある場合は効率等が低いものを確認し、すべての設備が効率が仕様基準に適合していることを確認します※。）※換気設備で比消費電力にて仕様基準適合する場合は、採用した24時間換気設備の合計値で判断。
・入居後（完了検査後）に設置される設備は図面上「設置しない」と記載し、省エネ基準に適合するものと扱います。

※以下、仕様基準ガイドブックより抜粋

3 設備機器の仕様

省エネ仕様

使用する暖冷房・換気・給湯・照明設備の4つの設備機器の仕様について適否を確認してください。

下記に記載のない設備機器（床暖房など）を設置する場合は、このチェックリストは使用できませんが、エネルギー消費性能計算プログラムにより適否を確認することができます。このプログラムを使うことにより、より多くの省エネ設備の評価が可能になります。

エネルギー消費性能計算プログラム
https://house.lowenergy.jp/

暖冷房設備

暖冷房する範囲を選択したのち、各々についていずれかの設備機器であることを確認し、■にチェックをしてください。

☐ 住戸全体を暖冷房
　→ ☐ ダクト式セントラル空調機で、ヒートポンプを熱源とするもの

☐ 居室のみを暖冷房

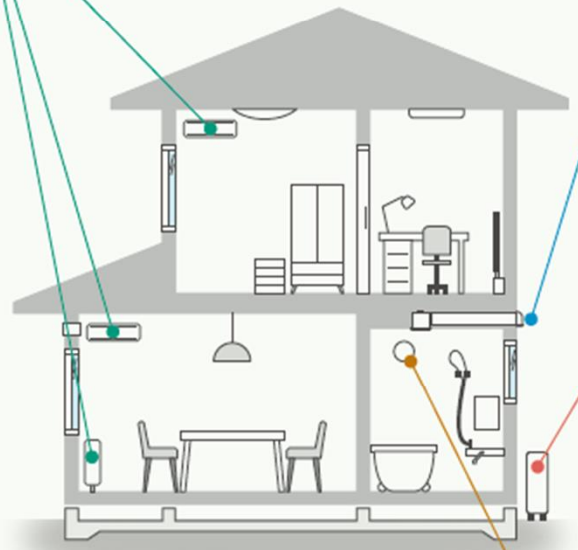
暖房と冷房の両方について、以下のいずれかの設備機器であることを確認してください。一部の居室に暖冷房設備機器を設置しない場合は、暖冷房設備機器を設置する居室だけで確認してください。

暖房
- ☐ パネルラジエーターで、①～③のいずれかを熱源とし（選択してください）かつ配管に断熱被覆があるもの　➡「配管の断熱被覆」は P.23 を参照
 - ☐ ① 石油潜熱回収型温水暖房機【エコフィール】の熱効率 83.0%以上（4地域）、87.8%以上（5～7地域）のもの
 - ☐ ② ガス潜熱回収型温水暖房機【エコジョーズ】の熱効率 78.9%以上（4地域）、82.5%以上（5～7地域）のもの
 - ☐ ③ 電気ヒートポンプ温水暖房機（フロン系冷媒に限る）
- ☐ ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が（い）又は（ろ）のもの
- ☐ FF 暖房機の熱効率 86.0% 以上のもの（4地域に限る）

冷房
- ☐ ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が（い）又は（ろ）のもの

☐ 設置しない

すべての居室に暖冷房設備機器を設置しない場合は、「設置しない」を選択してください。
入居後に設置する場合やまだ機器が決まっていない場合は、「設置しない」を選択してください。



換気設備

以下のいずれかの設備機器であることを確認し、■にチェックをしてください。

☐ ダクト式第一種換気設備（熱交換なし）で、ダクト内径が 75 mm以上で、かつDCモーター（直流）のもの
☐ ダクト式第二種 又は 第三種換気設備で、ダクト内径が 75 mm以上のもの
☐ 壁付け式第二種 又は 第三種換気設備のもの

➡「換気設備の種類」は P.23 を参照

給湯設備

以下のいずれかの設備機器であることを確認し、■にチェックをしてください。

☐ 石油潜熱回収型給湯機【エコフィール】のモード熱効率 81.3%以上（4地域）、77.8%以上（5～7地域）のもの
☐ ガス潜熱回収型給湯機【エコジョーズ】のモード熱効率 83.7%以上（4地域）、78.2%以上（5～7地域）のもの
☐ 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】の JIS効率 2.9以上（4地域のみ、5～7地域は問わず）のもの

照明設備

下記であることを確認し、■にチェックをしてください。

☐ 非居室の全ての照明に、LED 又は 蛍光灯 を設置している。

居室の照明設備については、確認不要です。　➡「非居室」は P.23 を参照

（3）設備仕様の確認：基準一覧

1 設備機器の仕様基準

1.1 設備機器の仕様基準

仕様基準による一次エネルギー消費性能は、当該住宅に設置する設備機器の種類と効率等により評価します。地域の区分により、仕様基準と誘導仕様基準があり、以下に該当する設備機器が求められます。

以下に該当しない設備を設置する場合は、Web プログラムを使って評価することもできます。「第 4 部 Web プログラムによる一次エネルギー消費性能の評価方法」を参照してください。

（1） 仕様基準

仕様基準において、完了検査時に設置しない設備については、表 5.1.1 ～表 5.1.5 に示す仕様の設備が設置されているものとして評価します。

表 5.1.1 暖房設備の仕様基準

暖房方式	1・2・3・4地域	5・6・7地域
単位住戸全体を暖房する方式	ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの	
居室のみを暖房する方式	次のイからハまでのいずれかに該当するもの イ　温水暖房用パネルラジエーターであって、次の（イ）から（ハ）までのいずれかの熱源機を用い、かつ、配管に断熱被覆があるもの （イ）石油熱源機であって、日本産業規格 S3031 に規定する熱効率が 83.0%以上であるもの （ロ）ガス熱源機であって、日本産業規格 S2112 に規定する熱効率が 78.9%以上であるもの （ハ）フロン類が冷媒として使用された電気ヒートポンプ熱源機 ロ　強制対流式の密閉式石油ストーブであって、日本産業規格 S3031 に規定する熱効率が 86.0%以上であるもの ハ　ルームエアコンディショナーであって、日本産業規格 B8615-1 に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの － 0.321 ×暖房能力（単位　キロワット）＋ 6.16	次のイ又はロのいずれかに該当するもの イ　温水暖房用パネルラジエーターであって、次の（イ）から（ハ）までのいずれかの熱源機を用い、かつ、配管に断熱被覆があるもの （イ）石油熱源機であって、日本産業規格 S3031 に規定する熱効率が 87.8%以上であるもの （ロ）ガス熱源機であって、日本産業規格 S2112 に規定する熱効率が 82.5%以上であるもの （ハ）フロン類が冷媒として使用された電気ヒートポンプ熱源機 ロ　ルームエアコンディショナーであって、日本産業規格 B8615-1 に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの － 0.321 ×暖房能力（単位　キロワット）＋ 6.16

表 5.1.2 冷房設備の仕様基準

冷房方式	1・2・3・4地域	5・6・7・8地域
単位住戸全体を冷房する方式	ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの	
居室のみを冷房する方式	ルームエアコンディショナーであって、日本産業規格 B8615-1 に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの － 0.504 ×冷房能力（単位　キロワット）＋ 5.88	

表 5.1.3 全般換気設備の仕様基準

1・2・3・4・5・6・7・8地域（全地域）
次のイから二までのいずれかに該当するもの イ　比消費電力（熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除した値）が 0.3（単位　1時間につき 1 立方メートル当たりのワット）以下の換気設備 ロ　内径 75 ミリメートル以上のダクト及び直流電動機を用いるダクト式第一種換気設備（熱交換換気設備を採用しない場合に限る。） ハ　内径 75 ミリメートル以上のダクトを用いるダクト式第二種換気設備又はダクト式第三種換気設備 二　壁付式第二種換気設備又は壁付式第三種換気設備

表 5.1.4 給湯設備の仕様基準

1・2・3・4地域	5・6・7・8地域
次のイからハまでのいずれかに該当するもの イ　石油給湯機であって、日本産業規格 S2075 に規定するモード熱効率が 81.3%以上であるもの ロ　ガス給湯機であって、日本産業規格 S2075 に規定するモード熱効率が 83.7%以上であるもの ハ　二酸化炭素（CO2）が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機であって、日本産業規格 C9220 に規定するふろ熱回収機能を使用しない場合の年間給湯保温効率又は年間給湯効率が、地域の区分に応じ、次に掲げる基準値以上であるもの （イ）1の地域 3.5 （ロ）2の地域 3.2 （ハ）3の地域 3.0 （ニ）4の地域 2.9	次のイからハまでのいずれかに該当するもの イ　石油給湯機であって、日本産業規格 S2075 に規定するモード熱効率が 77.8%以上であるもの ロ　ガス給湯機であって、日本産業規格 S2075 に規定するモード熱効率が 78.2%以上であるもの ハ　二酸化炭素（CO2）が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機

浴室等（浴室その他浴槽又は身体の清浄を目的とした設備を有する室をいいます。）、台所及び洗面所がない場合は、給湯設備の仕様基準の規定は適用しません。

表 5.1.5 照明設備の仕様基準

1・2・3・4・5・6・7・8地域（全地域）
非居室に白熱灯またはこれと同等以下の性能の照明設備を採用しないこと

（３）設備仕様の確認：仕様の根拠

国土交通省

設備機器の効率等
各メーカーのカタログ値等が根拠資料となります。
なお、住宅性能評価・表示協会のHPより各設備機器のカタログ値等の検索が可能です。

（一社）住宅性能評価・表示協会　ホームページ



（一社）住宅性能評価・表示協会　ホームページより「温熱・省エネ設備等ポータル　住宅版」をクリックし、遷移したページで「一覧へ」をクリックしてください。



一次エネルギー消費量を選択してください。

〈検索ボタン〉

検索したい設備を選択して検索ボタンを押してください。

各事業者のホームページのリンクがありますので、対象の事業者を選択して、カタログ等から設置する設備の効率等を確認してください。もし、見つからない場合は検索エンジンに直接型番等を入力して検索してください。

●カタログ（イメージ）

〈ルームエアコン〉

名称	型番	冷房定格能力（W）	冷房定格消費電力（W）	定格冷房能力の区分	定格冷房エネルギー消費効率の区分
○○○○	△△△	2500	445	2.2kWを超え2.5kW以下	い
○○○○	△△△	6300	1780	5.0kWを超え5.6kW以下	い
○○○○	△△△	2800	580	2.5kWを超え2.8kW以下	い

〈ガス給湯機〉

名称	分類	種類	ふろ機能の種類	モード熱効率（%）
●●●●	▽▽▽▽	給湯機専用	ガス潜熱回収型給湯機	90.5
●●●●	▽▽▽▽	給湯機専用	ガス潜熱回収型給湯機	90.5
●●●●	▽▽▽▽	給湯機専用	ガス潜熱回収型給湯機	89.5

①省エネ基準適合義務化　制度解説

②仕様基準の解説

・基準の概要

・外皮仕様の確認

・設備仕様の確認

③図書の例・その他（参考情報）

確認申請図書のイメージ①

仕様表（仕様基準）

（参考様式）

建築物省エネ法第10条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項

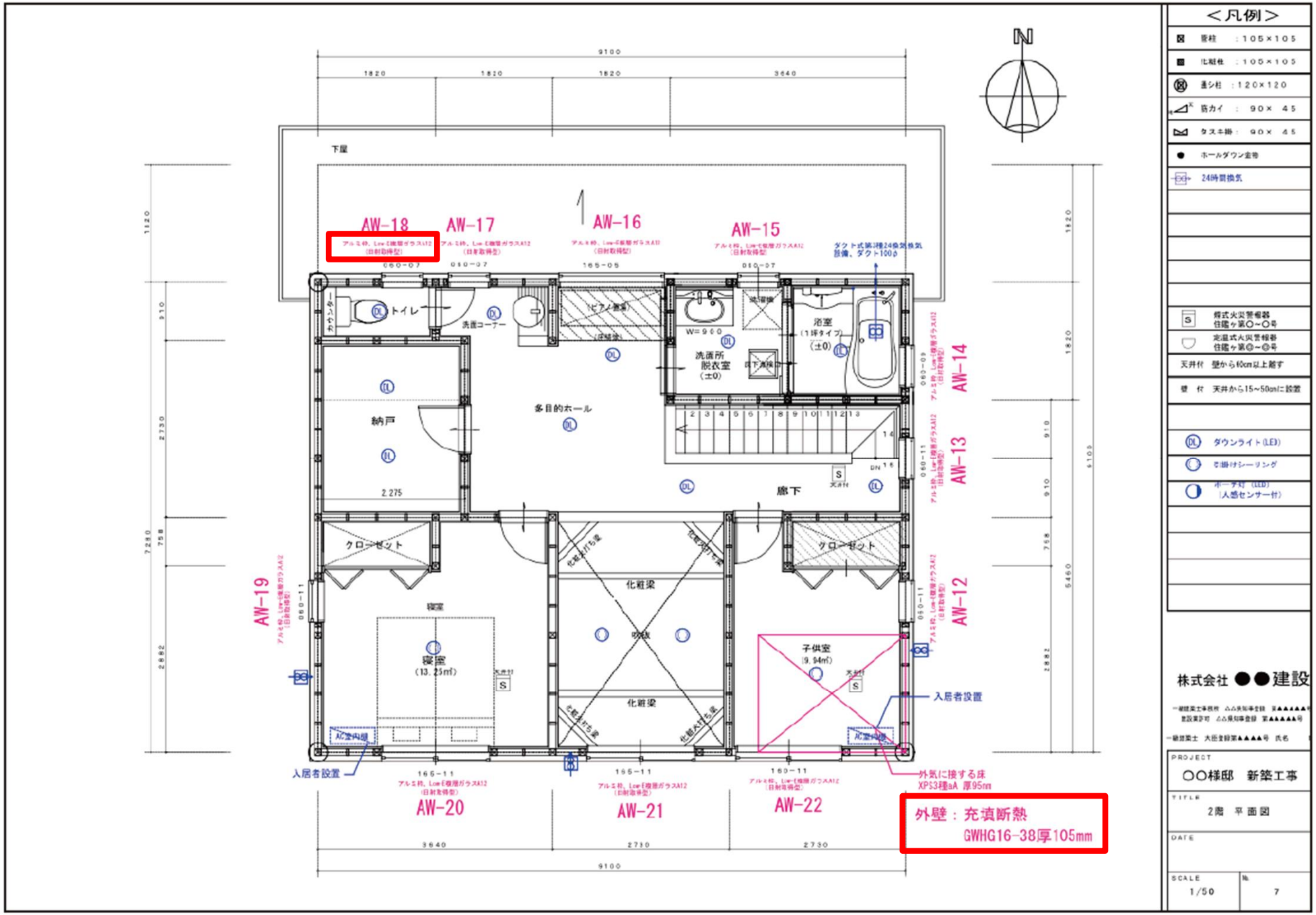
仕様等が複数ある場合、省エネ基準適合判断に必要な仕様等を以下に記載

項目		小項目		断熱仕様	工法	備考（適用）	
外皮断熱基準	断熱仕様	屋根		該当なし			
		天井		GWHG16-38厚200㎜	天井上敷き込み	R値5.3（R値基準）	p35
		外壁		GWHG16-38厚105㎜	充填断熱	R値2.8（R値基準）	p34
		床	外気に接する	XPS3種aA厚95㎜	根太間断熱	R値3.4（R値基準）	
			上記以外	XPS3種aA厚65㎜	根太間断熱	R値2.4（R値基準）	
		土間床等の基礎壁	外気に接する	XPS3種aA厚50㎜	内張り断熱	R値1.8（R値基準）、UB下のみ	
			上記以外	XPS3種aA厚50㎜	内張り断熱	R値1.8（R値基準）、UB下のみ	
	開口部	窓		アルミ枠、Low-E複層ガラスA12(取得型)		U_W＝2.97、η_W＝0.51（枠G仕様）	p34
		ドア		金属枠、金属製フラッシュ構造戸（ドアポスト、ドア内ガラス無し）		U_D＝2.33（枠戸仕様）	
一次エネ基準	設備機器	暖房設備	暖房方式	入居者設置			
			種類等				
		冷房設備	冷房方式	入居者設置			
			種類等				
		換気設備	換気方式等	ダクト式第三種機械換気設備		ダクト内径100φ	
		照明設備	非居室の仕様等	非居室設置照明は全てLED		便所、浴室、脱衣室設置	p36
		給湯設備	熱源種類	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）			
			仕様等	モード熱効率85.0％以上		参考型番 ○○社abcd-01	

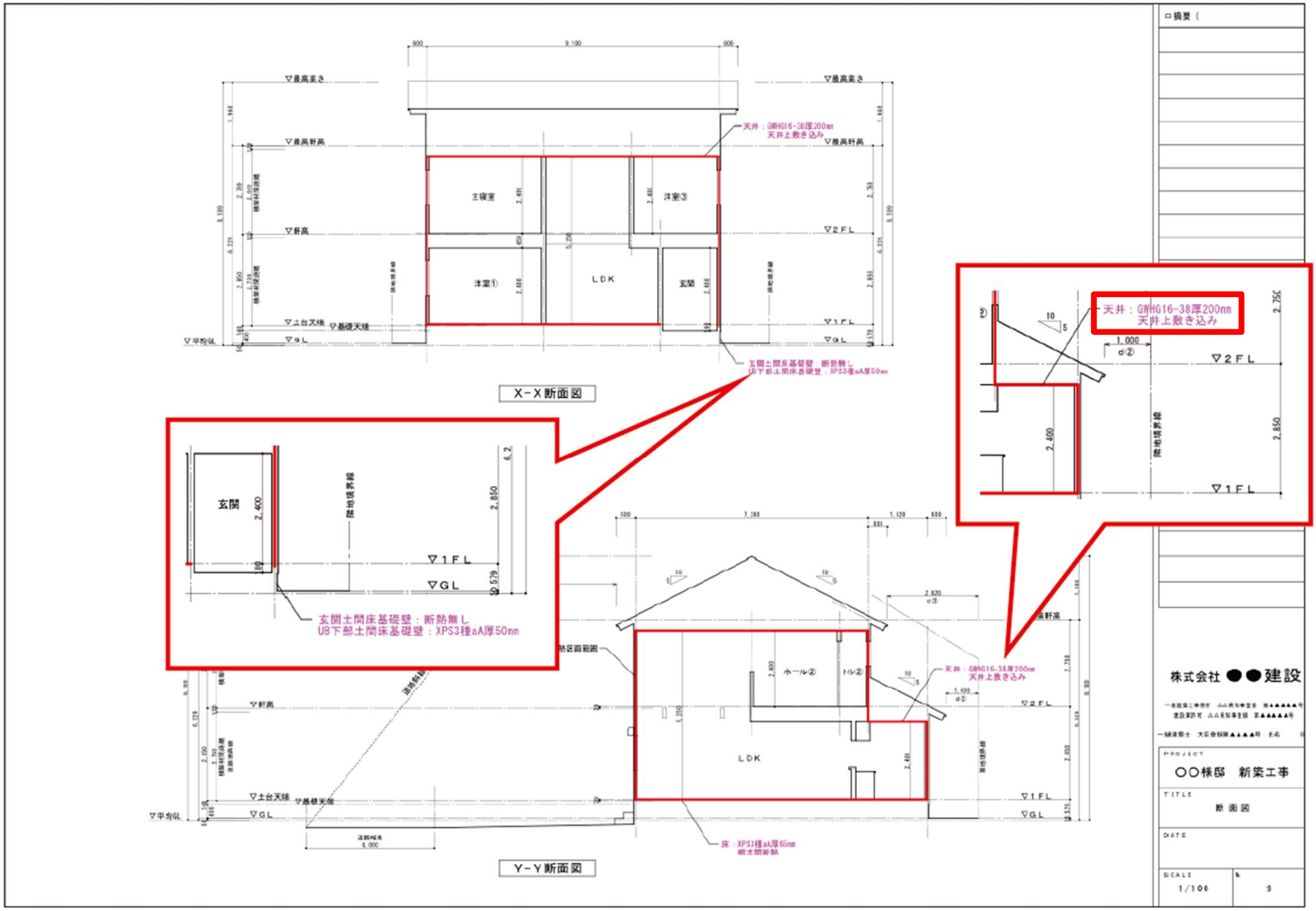
※ 上表に記載する性能値等は、特記なき限り国立研究開発法人建築研究所の定める技術情報に記載するJIS等の規格に基づく値とする。

一級建築士事務所　△△県知事登録第▲▲▲▲▲号
一級建築士登録　大臣登録第▲▲▲▲▲号　氏名

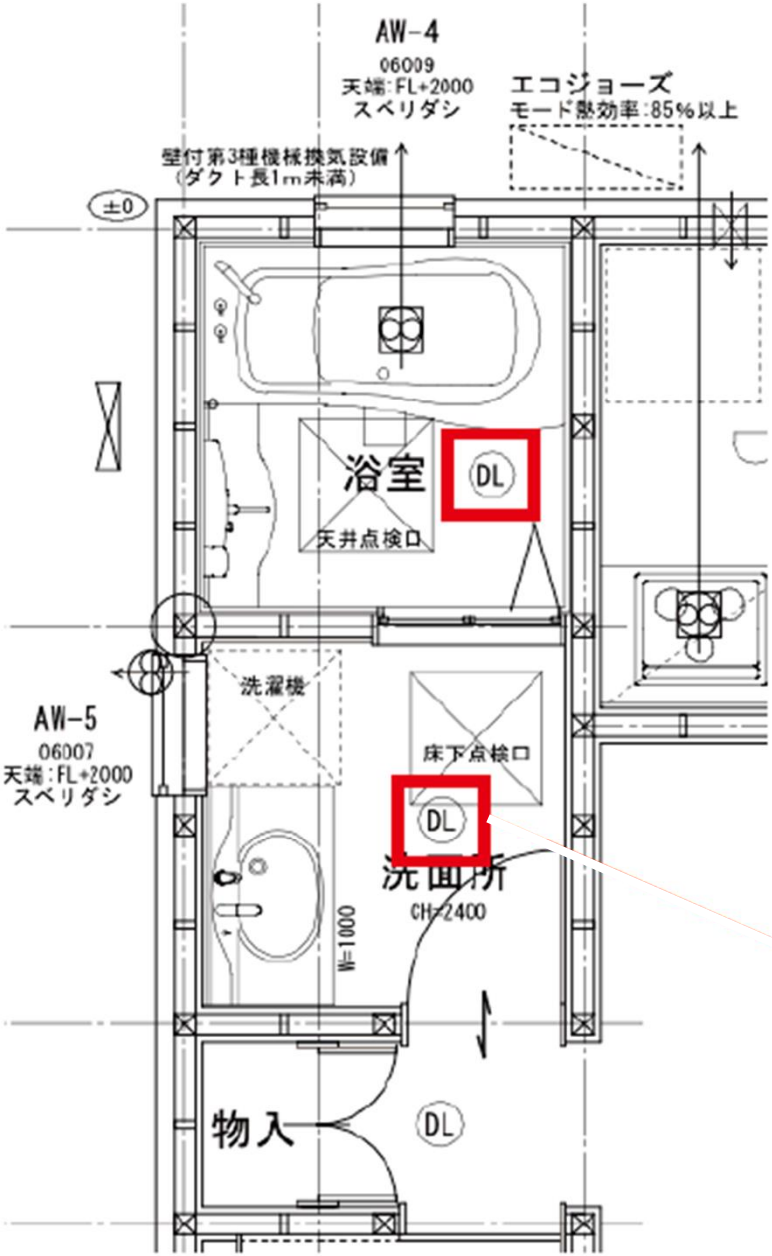
確認申請図書のイメージ②



確認申請図書のイメージ③



確認申請図書のイメージ④



凡例

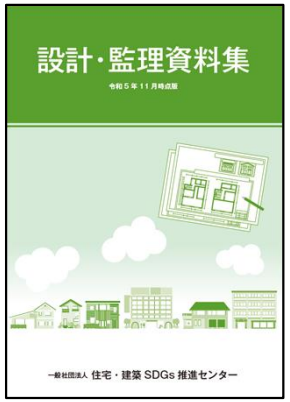
DL	ダウンライト(LED)
()	引掛けシーリング
◑	ポーチ灯（LED） （人感センサー付き）

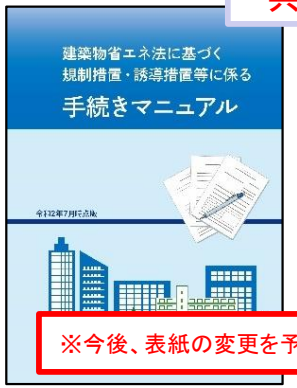
各参考書籍の紹介

国土交通省

➢ 住宅・非住宅の各評価方法・計算プログラム入力方等の詳細は、以下の資料を参照してください。

〈ダウンロード先〉
国土交通省　オンライン講座資料ライブラリー
https://shoenehou-online.jp/download/

書籍名	住宅の省エネルギー基準と評価方法2023	住宅の省エネルギー設計と施工2023	仕様基準ガイドブック	設計・監理資料集
住宅 表紙				
内容	住宅の省エネ基準と標準計算を解説(構造別2種類(予定))	省エネ住宅の設計・施工の事例を紹介(地域別3種類)	木造戸建て住宅の仕様基準を紹介(地域別3種類)	申請に係る図書の作成例や完了検査のポイントを紹介

書籍名	標準入力法 入力マニュアル	モデル建物法 入力マニュアル	モデル建物法(小規模版) 入力マニュアル ※2024年4月までに公開予定	手続きマニュアル
非住宅 表紙				
内容	標準入力法の入力方法を解説	モデル建物法の入力方法を解説	モデル建物法(小規模版)の入力方法を解説	制度概要や各種手続きの流れ、必要書類などを紹介

非住宅
住宅
共通